

平成 3 0 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会  
会 議 録

2 月定例会  
( 2 月 27 日 )

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 1 号〉



平成 30 年 2 月

# 彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

## 第 1 号 2 月 27 日（火）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	1
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名（4 番 北川和利君、5 番 山内善男君）	3
会期の決定	3
議案第 1 号上程（管理者提案説明）	3
議案第 1 号（質疑・討論）	6
議案第 1 号（採決）	6
議案第 2 号上程（管理者提案説明）	6
議案第 2 号（質疑・討論）	11
9 番 北川元気君 質疑	12
植田建設推進室長 答弁	12
大久保管理者 答弁	15
2 番 獅山向洋君 質疑	16
植田建設推進室長 答弁	16
議案第 2 号修正案（16 番 安澤勝君提案説明）	17
議案第 2 号修正案（質疑・討論）	18
17 番 河村善一君 反対討論	18
10 番 安藤博君 賛成討論	19
6 番 西澤伸明君 賛成討論	20
議案第 2 号修正案（採決）	21
議案第 2 号（採決）	21
一般質問	22
2 番 獅山向洋君 質問	22

新ごみ処理施設建設候補地・愛荘町竹原区に対する反対運動について

..... 22

施設整備基本計画について ..... 22

土木・建築工事、プラント設備工事について ..... 23

植田建設推進室長 答弁 ..... 23

大久保管理者 答弁 ..... 24

植田建設推進室長 答弁 ..... 25

2番 獅山向洋君 再質問 ..... 26

大久保管理者 答弁 ..... 27

植田建設推進室長 答弁 ..... 27

2番 獅山向洋君 再々質問 ..... 28

植田建設推進室長 答弁 ..... 28

5番 山内善男君 質問 ..... 28

紫雲苑におけるご遺体の受け入れミスについて、事実の検証と再発防止策  
について ..... 28

ごみ減量化の具体的な取組目標の設定と施設規模の決定について

..... 29

川那部紫雲苑場長 答弁 ..... 29

植田建設推進室長 答弁 ..... 30

5番 山内善男君 再質問 ..... 30

川那部紫雲苑場長 答弁 ..... 32

16番 安澤勝君 質問 ..... 33

竹原案は白紙撤回すべき ..... 33

植田建設推進室長 答弁 ..... 34

16番 安澤勝君 再質問 ..... 35

植田建設推進室長 答弁 ..... 36

16番 安澤勝君 再々質問 ..... 36

橋本事務局長 答弁 ..... 37

6番 西澤申明君 質問 ..... 37

新ごみ処理施設建設候補地を竹原区としたことについて ..... 37

「建設地」に関わる議会議決の条例について ..... 39

植田建設推進室長 答弁 ..... 39

6番 西澤申明君 再質問 ..... 42

植田建設推進室長 答弁 ..... 43

6 番	西澤伸明君	再々質問	43
	植田建設推進室長	答弁	44
	会議案第1号上程（11番 夏川嘉一郎君提案説明）		45
	会議案第1号（質疑・討論）		46
6 番	西澤伸明君	質疑	46
11番	夏川嘉一郎君	答弁	46
17番	河村善一君	質疑	46
11番	夏川嘉一郎君	答弁	47
17番	河村善一君	再質疑	47
11番	夏川嘉一郎君	答弁	47
18番	外川善正君	質疑	48
11番	夏川嘉一郎君	答弁	48
18番	外川善正君	再質疑	49
11番	夏川嘉一郎君	答弁	49
4 番	北川和利君	質疑	50
11番	夏川嘉一郎君	答弁	50
	閉会		51

付録

	全員協議会（平成30年2月27日）	52
--	-------------------	----

# 2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第1号）

平成30年2月27日（火）

---

## 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号上程
- 第4 議案第2号上程
- 第5 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号  
平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第2号  
平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算
- 日程第5 一般質問
- 追加日程 会議案第1号  
地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案

---

## 会議に出席した議員（18名）

1番	木村	修君	10番	安藤	博君
2番	獅山	向洋君	11番	夏川	嘉一郎君
3番	大橋	富造君	13番	中野	正剛君
4番	北川	和利君	14番	杉原	祥浩君
5番	山内	善男君	15番	小菅	雅至君
6番	西澤	伸明君	16番	安澤	勝君

7番 木下茂樹君  
8番 西澤清正君  
9番 北川元気君

17番 河村善一君  
18番 外川善正君  
19番 西川正義君

---

#### 会議に欠席した議員（1名）

12番 徳田文治君

---

#### 議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本公志  
事務局次長 金田憲治

事務局副主幹 藤野知之  
書記 高橋大

---

#### 会議に出席した説明員

管理者 大久保 貴君  
副管理者 山根裕子さん  
副管理者 宇野一雄君  
副管理者 伊藤定勉君  
副管理者 野瀬喜久男君  
副管理者 久保久良君  
会計管理者 和気豊文君

事務局長 橋本公志君  
総務課長 金田憲治君  
紫雲苑場長 川那部晴朗君  
建設推進室長 植田亮平君  
中山投棄場長 野瀬次夫君  
建設推進室主幹 村上義一君  
建設推進室主幹 宮川伸夫君

## 午後 2 時 02 分開会

○議長（西川正義君） それでは、ただいまから、平成 30 年 2 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、17 名で、会議開会定足数に達しております。よって、平成 30 年 2 月定例会は、成立いたしました。直ちに、本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（西川正義君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、4 番 北川和利君、5 番 山内善男君を指名いたします。

---

### 日程第 2 会期の決定

○議長（西川正義君） 次に、日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。今定例会の会期は、本日、1 日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

---

### 日程第 3 議案第 1 号 上程

○議長（西川正義君） 次に、日程第 3、議案第 1 号 平成 29 年度（2017 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）を議題と

いたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（西川正義君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第 1 号 平成 29 年度（2017 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）の概要につきまして、概要をご説明いたします。

補正前予算総額 4 億 7788 万 6 千円に対しまして、歳入歳出それぞれから 5493 万 7 千円を減額いたしまして、予算総額を 4 億 2294 万 9 千円とするものでございます。

今回の補正内容につきましては、歳入におきましては、歳出の減額補正によります負担金の減額や、補助対象事業費の確定等による国庫補助金の減額などをお願いするものでございます。

また、歳出におきましては、紫雲苑の燃料費や中山投棄場の賃金などで実績を精査したことにより増額する一方、各所管の委託業務における入札により執行残が生じたこと、予定していた事業が実施済で活用できることなど、不用となった額についての減額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局からご説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（西川正義君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課



長。

○総務課長（金田憲治君） 失礼します。総務課長の金田でございます。よろしくお願いたします。それでは、議案第1号 平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、お手元の一般会計補正予算書でご説明させていただきます。併せまして、別添の2月補正予算案の概要もご参照いただきますようお願いいたします。

今回の補正につきましては、人件費の支給実績や、需用費の使用実績を基に精査しましたこと、また、各種委託業務において、入札等執行後の予算執行残が生じたことや、業務そのものが不要となったことなどから、全体として減額の補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5493万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2294万9千円とするものでございます。

次に、2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をお開き願います。歳入につきましては、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金は、4832万1千円を減額し、3億3908万7千円とするもの、第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金は、661万6千円を減額し、

949万2千円とするものでございます。

続いて、3ページをご覧ください。歳出でございますが、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費は、61万4千円を減額し、1億9115万7千円とするもの、同じく、第2項 保健衛生費は、97万4千円を増額し、2644万9千円とするもの、同じく、第3項 清掃費は、5529万7千円を減額し、1億9773万円とするものでございます。

したがいまして、歳入歳出合計とも、補正前の4億7788万6千円から5493万7千円を減額し、4億2294万9千円とするものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。第2表 繰越明許費でございますが、第2款 衛生費、第3項 清掃費におきまして、当初予定をしておりました、新ごみ処理施設建設候補地の地質調査について、周辺地域の状況等を鑑み、さまざまなご意見をいただきながら、十分な理解が得られるよう慎重に進めることといたしましたことから、同業務の委託料1831万7千円につきまして、翌年度に明許繰越をお願いするものでございます。

歳入、歳出それぞれの詳細な補正内容につきましては、5ページから10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳入の説明をさせていただきますので、7ページをご覧ください。2.歳入、につきましては、第1款 分

担金及び負担金、第2項 負担金、第1目 負担金の補正で、歳出の補正に伴いまして、構成市町の運営費負担金4832万1千円の減額をお願いするものでございます。なお、構成市町別の負担金額につきましては、説明欄の記載のとおりでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 衛生費国庫補助金は、新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務の事業費の確定、また、後ほど歳出においてご説明いたしますが、測量調査業務が不要となったことにより、国からの循環型社会形成推進交付金の額が確定することに伴いまして、661万6千円の減額をお願いするものでございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。9ページをご覧ください。3. 歳出、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費は、職員の定期昇給と、時間外手当を実績により精査したこと、また、会議資料の印刷代が増えたことにより増額、一方、社会保険料等の精算に伴う共済費および中山投棄場での臨時職員1名分の雇用見送りに伴う賃金を減額、さらに、入札執行に伴い委託料の予算執行残が生じたことから、一般管理費全体で、61万4千円の減額をお願いするものでございます。

次に、第2款 衛生費、第2項 保健衛生費、第1目 斎場管理費は、紫

雲苑において入札に伴う委託料の予算執行残が生じましたが、燃料費等の需用費について実績値を基に精査しましたことから、斎場管理費全体で97万4千円の増額をお願いするものでございます。次に、第2款 衛生費、第3項 清掃費、第1目 投棄場管理費は、10ページにわたっておりますが、中山投棄場において、搬入物検査員の雇用形態の変更により賃金の増額を、一方、光熱水費を実績値により精査したこと、めくっていただきまして、委託料において、各種委託業務の入札等による予算執行残が生じたこと等によるもの、特に大きなものとしましては、一般廃棄物処理委託業務で、搬出の見込量の減に伴うもの、さらに、三重県伊賀市への環境保全負担金につきましても、下がる見込みであることから、負担金補助及び交付金を減額し、投棄場管理費全体で、3219万2千円の減額をお願いするものでございます。続きまして、同じく第2目 塵芥焼却場費は、需用費としての消耗品費につきましては、新ごみ処理施設建設に係ります議会や地元説明会等での資料が多く必要になったことにより増額を、一方、委託料において、新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務が入札により、予算執行残が生じたことなどに加え、当初予定しておりました測量調査業務は、愛荘町の地籍調査事業で当該地の測量調査が実施済であったこと、同じく予定してお

りました土地鑑定評価業務について、実際に用地買収を行う直前の年度に実施することとしたため減額、さらに、使用料及び賃借料において公用車リース料の入札執行残が生じたことと、住民説明会で使用する施設の使用料が不要となったことから、塵芥焼却場費全体で、2310万5千円の減額をお願いするものです。したがいまして、第2款 衛生費、第3項 清掃費全体では、5529万7千円の減額をお願いするものでございます。

次に、11ページは、補正予算給与費明細書で、一般職の給料、職員手当、共済費の内訳となっております。なお、特別職の補正増減はございません。

以上で、議案第1号 平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

**○議長（西川正義君）** はい、ありがとうございます。これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておりませんので、質疑なしと認めます。以上で、議案第1号に対する質疑を終結いたします。

**○議長（西川正義君）** これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西川正義君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第1号 平成29年度（2017年度）

彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第1号 平成29年度（2017年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第2号上程

**○議長（西川正義君）** 次に、日程第4、議案第2号 平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

**○議長（西川正義君）** 提案者の説明を求めます。管理者。

**○管理者（大久保貴君）** それでは、議案第2号 平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億9891万2千円とするもので、新ごみ処理施設建設事業におきましては、必要最小限の計上に留めましたことなどから、前年度と比べますと5637万3千円の減額となるものでございます。

予算の詳細につきましては、この後、事務局からご説明申し上げますが、主

なものといたしましては、紫雲苑において、新たに、改築後の保証期間終了等に伴う経費や、中山投棄場におきましては、中継基地として一般廃棄物を県外の民間処理業者の処分場に搬出および処分するために必要となります経費を引き続き、計上をさせていただきました。

また、新ごみ処理施設建設事業につきましては、前年度から継続しての施設整備基本計画策定等、関係の経費を引き続き、計上いたしておりますが、その他につきましては、事務的経費のみを計上させていただいた次第でございます。

非常に厳しい財政状況下でございますが、当組合の運営につきましては、各構成市町のご理解をいただきながら、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上が概要でございますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**○議長（西川正義君）** 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

**○総務課長（金田憲治君）** それでは、議案第2号 平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算につきましては、お手元の一般会計予算書でご説明させていただきます。併せまして、別添の一般会計予算案の概要もご参照いただきますようお願いいたします。失礼いたしまし

て、着座にて説明させていただきます。よろしく願いいたします。

平成30年度の予算編成に当たっては、構成市町の厳しい財政状況や財政健全化に向けた取り組みを十分に踏まえ、引き続き、経費節減に努めながら、各施設の維持管理経費に対応するとともに、主要な事業を中心に円滑な組合運営に資するよう留意し、編成を行ったところでございます。

火葬業務および不燃ごみの処分につきましては、紫雲苑、中山投棄場・日夏投棄場の各施設の適正な運営および維持管理に必要な経費を予算計上しておりますが、特に紫雲苑は、改築後の保証期間終了等に伴う諸経費を新たに、また、中山投棄場は、中継基地として県外民間処理業者の処分場に廃棄物を搬出し、処分するための経費を前年度に引き続き、予算計上させていただきました。

また、新ごみ処理施設建設事業につきましては、周辺地域の状況等を鑑み、さまざまなご意見をいただきながら、十分にご理解が得られるよう慎重に進めることといたしましたことから、前年度から継続して取り組む施設整備基本計画策定等、関係経費は引き続き、計上いたしておりますが、その他につきましては、事務的経費のみを計上させていただきました。

このように、新ごみ処理施設の建設に向けた関係事業を大幅に見送ったことなどから、前年度当初予算額と比

べ、5637万3千円の減額となり、歳入歳出それぞれ3億9891万2千円を予算計上させていただきました。

本定例会に先立ちまして、去る2月15日に開催されました全員協議会におきまして、事務局長より詳細な説明をいたしておりますので、本日は主な内容についてご説明させていただきます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億9891万2千円と定めるものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、7ページをお開き願います。第1款 分担金及び負担金、第1項 分担金、第1目 分担金、第1節 市町分担金、452万5千円は、中山投棄場に係る起債の償還金を、構成団体にご負担願うもので、平成19年度債が終了しましたことから、前年度に比べ174万3千円の減額となっております。内訳につきましては、説明欄の記載のとおりでございます。次に、第2項 負担金、第1目 負担金、第1節 市町負担金、3億6304万7千円は、組合の運営管理費を構成団体にご負担願うものでございます。内訳につきましては、説明欄の記載のとおりでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第1目 衛生使用料で、第1節 斎場使用料、2585万4千円

は、紫雲苑での使用料で、前年度実績を基に積算し、前年度に比べ5万9千円の増額となっております。第2節 投棄場使用料、176万8千円は、中山投棄場の使用料で、前年度より18万4千円の減額となっております。近年、搬入物検査を強化しましたことから、搬入量が減少傾向にございまして、実績を基に積算しております。

次に9ページをご覧ください。第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 衛生費国庫補助金でございます。平成29年度に引き続きまして、循環型社会形成推進交付金、54万円でございます。これは、国の交付金対象となっております新ごみ処理施設整備に係る基本計画策定業務および事業手法検討業務において、補助率3分の1で積算し、予算計上をいたしております。

続きまして10ページをお開き願います。第4款 財産収入は、11万7千円で、内訳は説明欄記載のとおりでございます。

次に11ページをご覧ください。第5款 繰入金、第1項 基金繰入金、第4目 退職手当基金繰入金は存目措置として1千円を計上いたしております。前年度は、紫雲苑におきましてプロパー職員の退職予定者が1名おりましたことから、1699万9千円の減額となっております。

12ページ、13ページをお開き願います。第6款 繰越金、第7款 諸

収入でございます。それぞれ記載のとおりでございます。なお、繰越金につきましても、近年の実績等により150万円の増額となっております。

以上で歳入予算の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出をご説明いたしますので、14ページをお開き願います。第1款 議会費であります。組合議会の運営に係る経費でございます。予算額は、34万5千円で、前年度と同額となっております。

次に15ページをご覧ください。第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費は、組合職員の給料、賃金等の人件費をはじめ、組合全般の事務的業務に係る経費でございます。予算額1億6043万3千円で、正規職員の1名増員に伴う人件費増があったものの、職員の定年退職に伴う退職手当が不要となりましたこと等によりまして、前年度に比べ、496万2千円の減額となっております。第2節 給料は、5912万5千円で、派遣職員9名、プロパー職員6名分の給料であります。紫雲苑でプロパー職員1名が退職する一方、建設推進室に派遣職員1名増で計上させていただいておりますこと、また、紫雲苑および中山投棄場の場長職につきまして、現在、再任用の職員を現役職員として積算したことなどから、470万1千円の増額となっております。第3節 職員手当等、5196万円は、給料と同様の理

由で増額する一方、前年度はプロパー職員1名の退職手当として1700万円を計上しておりましたことから、前年度に比べまして1239万3千円の減額となっております。

続きまして16ページをお開き願います。第7節 賃金は、1264万3千円で、99万9千円の減額となっております。これは、建設推進室派遣職員の1名増に伴い、同室臨時職員を減らしたことなどによるものでございます。第13節 委託料は、351万4千円で、21万1千円の減額となっております。内訳は説明欄のとおりでございます。プロパー職員の構成を踏まえまして、プロパー職員を新規に採用する予定をしておりまして、その試験問題作成等の業務委託経費を新たに計上しております。一方、新地方公会計支援委託につきましても、業務量の減少により減額をしておりまして、委託料としましては、前年度に比べ減額となっております。第18節 備品購入費、12万4千円は、ネットワーク型ハードディスクドライブの老朽化に伴いまして、計上をさせていただきました。

続きまして、17ページをご覧ください。第2目 財政調整基金積立金、第3目 投棄場重機・施設整備基金積立金、第4目 斎場施設整備基金積立金は、各基金の利子を積み立てするものでございます。また、第5目 退職手当基金積立金、309万8千円は、基

金利子の積み立てと、プロパー職員の給料を滋賀県市町退職手当組合が定めております率で積み立てするもので、1名の定年退職に伴いまして、前年度より、58万1千円の減額となっております。続きまして、第2款 衛生費、第2項 保健衛生費、第1目 斎場管理費は、火葬場、紫雲苑の運営および維持管理に要する経費でございます。予算額としましては、2915万6千円で、需用費および委託料の増加等により、前年度に比べまして、全体で368万1千円の増額となっております。第11節 需用費のうち、消耗品費、111万7千円は、改築後の保証期間終了に伴い、火葬炉関係の消耗品が必要となることから、55万5千円の増額となっております。

次に、18ページに移っていただきまして、同じく、燃料費、612万5千円は、火葬用燃料の灯油代、公用車ガソリン代で、前年度より、82万1千円の増額となっております。これは、燃料単価の増加および前年度実績を基に積算したものでございます。また、光熱水費、878万5千円は、電気水道代で、前年度の実績値等を基に積算し、23万4千円の増額となっております。第13節 委託料は、1219万2千円で、説明欄に記載しておりますとおり、電気工作物保安管理委託業務等14件の委託業務に係る経費でございます。そのうち、臨時火葬委託業務は、プロパー現業職員の退職に伴い、新た

に計上したもので、また、火葬炉設備保守管理委託業務等が、改築後の保証期間終了に伴い必要となったことなどによりまして、199万8千円の増額となっております。

続きまして、19ページをご覧ください。第2款 衛生費、第3項 清掃費、第1目 投棄場管理費は、中山投棄場の運営および日夏投棄場を併せた施設の維持管理に要する経費でございます。予算額としましては、1億9480万円で、需用費の修繕料が増加したため、前年度に比べまして、全体で408万3千円の増額となっております。第7節 賃金、548万1千円は、中山投棄場の搬入物検査員と日直員の賃金で、最低賃金単価の上昇や稼働日数等により、前年度に比べまして、41万7千円の増額となっております。第11節 需用費のうち、修繕料1994万3千円は、浸出水処理設備等の修繕や中山投棄場内の搬入路の舗装修繕で、前年度より、614万6千円の増額となっております。

続きまして20ページをお開きください。第13節 委託料は、1億5381万4千円を計上いたしております。説明欄に記載しておりますとおり、中山、日夏両投棄場の浸出水処理施設の維持管理、投棄場施設内設備の法定点検と施設管理、法令と公害防止協定に基づく水質検査等の業務委託のほか、一般廃棄物の県外搬出処分に係る委託業務費等となっております。30

年度は、沈砂池清掃委託業務を新たに計上いたしておりますが、トラックスケール点検整備および代行検査委託業務等が不要となったことなどから、委託料全体としましては、前年度と比べまして、60万8千円の減額となっております。

続きまして、21ページに移っていただきまして、第18節 備品購入費、7万1千円は、前年度に比べまして150万1千円の減額となっております。これは、前年度には、トラックスケールデータ処理装置や防犯カメラ等の高額購入があったことによるものでございます。第19節 負担金、補助及び交付金、289万4千円は、県廃棄物適正管理協議会負担金と、中継基地事業に伴う廃棄物の県外搬出により、受け入れ先の三重県伊賀市に対する環境保全負担金で、前年度と同額となっております。次に、第2目 塵芥焼却場費は、新ごみ処理施設建設に向けて取り組む事業に要する経費でございまして、予算額としましては、546万5千円で、周辺地域の状況等を鑑み、さまざまなご意見をいただきながら、十分な理解が得られるよう慎重に進めるため、必要最小限の計上とし、前年度と比べまして、5684万5千円の減額となっております。第8節 報償費、9万8千円と、第9節 旅費のうち、費用弁償、1万5千円は、前年度に引き続き、施設整備基本計画検討委員会を開催するため計上しており、前

年度に比べまして、開催回数が少なくなることから、合わせて32万2千円の減額となっております。第13節 委託料、460万1千円につきましては、周辺地域の状況等を鑑み、さまざまなご意見をいただきながら、十分な理解が得られるよう慎重に進めるため、必要最小限の計上とし、前年度から継続して取り組む、契約済みの施設整備基本計画策定等業務は、基本計画策定業務、事業手法検討業務、住民説明会開催支援業務、まちづくり事業プラン作成支援業務、地権者用地売買交渉資料作成業務でございまして、その委託料のみを計上いたしておりますことから、前年度と比べまして、5594万2千円の大幅な減額となっております。

次に23ページをご覧ください。第3款 公債費につきましては、中山投棄場に係る起債の償還金で、元金、利子を合わせまして、452万5千円を計上いたしております。平成19年度債が完済することによりまして、前年度と比べ174万3千円の減額となっております。

続きまして、24ページをお開き願います。第4款 予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上いたしております。

以上で歳出予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（西川正義君） これより、質



疑を行います。質疑の発言通告書が2名の方から提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、9番 北川元気君、2番 獅山向洋君とします。なお、一括質疑、一括答弁ですので、質疑は一括でお願いします。9番 北川元気君。

**○9番（北川元気君）** 彦根市議会選出の北川元気でございます。それでは、議案第2号 平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算について、発言通告どおり質疑をさせていただきたいと思っております。簡単な質問ですので、そしてまた、傍聴にも来られておりますので、できるだけわかりやすくご答弁をお願いしたいと思います。それではこの予算の説明においてですね、当初予算の説明において新ごみ処理施設について、周辺地域の状況等を鑑み、さまざまな意見をいただきながら十分な理解が得られるよう慎重に進めるため、必要最低限の計上に留めた、ということで説明があります。これについてですけれども、簡単に6点ほどお聞かせください。

それではまず細項目の一つですけれども、当初予算において、新ごみ処理施設関連の経費が必要最小限の予算計上に留めた、とあるが、具体的に何を省かれたのか、お答えをいただきたいと思っております。

次に、周辺地域の状況に鑑み、ということでもありますので、周辺地域の状

況を詳細にご説明を願いたいと思っております。特にですね、全員協議会の方でも反対の声が非常に高くなってきていて、ますます厳しい状況だという説明がありましたけれども、その点を詳しくご説明いただきたいと思います。

＜小菅議員入場＞

次に、その概要の説明のところでも、さまざまな意見をいただきながら十分な理解が得られるよう慎重に進めるということではありますが、さまざまな意見、今も出てきていると思っておりますけれども、その意見はどのように取り扱われているのか、お答えください。

次に、これだけ反対の声が高まり、ますます厳しい状況である中、大久保管理者は全員協議会の場で、管理者会議を開かれてないというお答えでしたので、なぜ管理者会議を開いて協議をされていないのかということをお答えいただきたいと思っております。

次に、さまざまな意見をいただき、十分な理解が得られるよう慎重に進める、この慎重に進めるということですが、具体的に今後、どのような方法で進めていかれるのか、お答えをお願いします。

最後にですね、候補地、現在は愛荘町竹原区となっておりますけれども、この候補地を見直すお考えを管理者にお伺いしたいと思います。以上です。

**○議長（西川正義君）** 建設推進室長。

**○建設推進室長（植田亮平君）** 建設推進室長 植田でございます。どうぞ、

よろしくお願ひいたします。ご質問のうち、まず、私から標題1から5につきまして、順にお答えをさせていただきます。

では、最初に標題1、当初予算から具体的に省いたものについてお答えをいたします。当初予算への計上を検討してありました業務といたしましては、環境影響評価業務、いわゆる環境アセスメント、地形測量調査業務、地歴調査業務および断層調査業務の4つの委託業務でございます。ちなみに必要最小限の計上に留めさせていただきました、予算額460万1千円の委託業務は、平成29年度予算におきまして、債務負担をお認めいただき、平成31年度までの約3年間を期間として、既に契約を結んでおります施設整備基本計画策定等業務でございます。契約期間の2年目となりますことから、いわゆる、義務的経費として計上いたしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、標題2、周辺地域の状況についてお答えをいたします。これまで計8回の住民説明会を開催してまいりましたが、地域住民の方々からいただいている主なご意見といたしましては、環境面での影響について、車両の通行ルートや安全対策について、断層等の災害リスクについて、建設工事に伴う影響について、候補地選定の理由や経過について、周辺地域に対する補助やメリットについてなどござい

ます。また、そもそも竹原区での施設建設に断固反対というご意見もあり、全体として厳しいご意見を多くいただいている状況でございます。その中でも、岩倉区、松尾寺区の北および南の自治会および東出区が、現在、自治会として建設反対を表明されており、反対看板を設置されているところがございます。まず、岩倉区につきましては、昨年、10月25日に説明会を開催いたしました際に、候補地からの距離が竹原区の集落と同程度であるにもかかわらず、周辺地域として扱われているということに強い反発がございました。また、11月21日付けで提出をされました、候補地の見直しを求める、文書におきましては、反対理由として、①小学校等の施設が近く、健康被害が心配されること、②収集運搬車両の通行が住民生活に影響すること、③近くに重要文化財があること、④建設工事に伴う影響があることの4点を挙げておられます。さらに、12月中旬でございますが、反対看板を設置され、また、今年1月27日には、愛荘町内の全戸に対し、新聞折込により施設建設反対のチラシを配布されました。現時点におきましては、候補地の白紙撤回、見直しのみを求められており、組合との具体的な協議等には応じないとおっしゃられている状況でございます。次に、松尾寺区につきましては、年末に反対看板が設置されました。役員の方々にお話をお伺い

たしましたところ、そもそも竹原区が応募したことを全く知らず、突如、報道で候補地決定を知った、とのことでございまして、事前に周辺地域の同意を得ていない決定方法に納得できず、岩倉区と協力をして、候補地の白紙撤回、見直しを求めていくとのことでございました。また、東出区につきましては、1月10日付けで意見・要望書を提出され、車両の通行ルートや選定委員会における評価方法についてなど、多くのご意見をいただきました。さらに、1月30日に開催をいたしました説明会におきましても、竹原区での建設ありきではなく、他の応募地も並行して検討するように、というご意見をいただいております。また、説明会の最後には出席者により賛否の採決を採られ、ほぼ全員の方が反対の意思を示されました。その後、今月に入り、この東出区におかれましても反対看板を設置されたところでございます。

次に標題3、さまざまな意見の取り扱いについてお答えをいたします。地域住民の方々等からいただいているご意見やご要望のうち、まず施設建設に係る具体的な内容につきましては、可能な限り、現在、検討中の施設整備基本計画や今後、実施予定の各種調査等に反映できますよう、順次、具体的に検討を行っているところでございます。一方、竹原区を選定した理由が納得できないといった候補地選定に

関するご意見につきましては、あらためてこれまでの経緯や選定委員会での評価内容、管理者における選定理由等を丁寧にご説明し、なんとかご理解いただけるよう努めているところでございます。なお、これまで開催をいたしました説明会には、全ての回に大久保管理者および宇野副管理者も出席をしており、地域住民の方々のご意見を直接お聞きしております。また、他の副管理者につきましても、管理者会議等の場で報告をし、情報共有を図っているところでございます。

次に標題4、管理者はなぜ管理者会議を開いて協議しないのかというご質問にお答えをいたします。昨年6月末に建設候補地を決定いたしました、それ以降におきましても、管理者会議を他の案件も含めて開催をした分を合わせますと計6回、開催をし、事業の進捗状況や周辺地域の状況等の情報共有を図るとともに、今後の方針や進め方等について協議を行っているところでございます。最近の開催では、2月1日に施設整備基本計画検討委員会や周辺地域の最新状況等の報告と情報共有を、また2月23日には定例会における各質疑等への対応などについて協議を行いました。今後も、適宜、管理者会議を開催し、情報共有を図るとともに、事業の進め方等を協議、確認してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に標題5、具体的に今後、どのような方法で進めていくのかについてお答えをいたします。現在、施設整備基本計画の策定に取り組んでいるところでございますが、この理由といたしましては、竹原区を建設候補地とした施設整備の基本的な計画内容を検討し、住民の方々や議員の皆様等にお示しをすることにより、具体的に施設建設に関するご要望や不安な点等のご意見をいただくことができると考えているものでございまして、そのご意見を踏まえ、今後、各種調査や設計等を進めてまいりたいと考えております。計画案の作成途中でございます現段階におきましても、住民説明会等の場において、地域住民の方々に素案をお示しし、ご意見をお伺いしているところでございますが、来年度におきましても引き続き、ご意見等をお伺いしながら計画案の作成を行ってまいりますとともに、最終的には、議員の皆様やパブリックコメント等のご意見も踏まえ、施設整備基本計画として策定してまいりたいと考えております。その上で、環境アセスメント等の各種調査に入り、竹原区での建設が可能であるかを確認いたしますとともに、住民の方々等がご不安に感じておられる点に対して、具体的に調査結果や対策等をお示ししながら、丁寧にご理解を賜ってまいりたいと考えております。なお、先ほど申しましたとおり、そもそも竹原区を選定した理由が

納得できない等のご意見もいただいているところでございますが、これらのご意見に対しましては、あらためてこれまでの経緯や選定委員会での評価内容、管理者における選定理由等を丁寧にご説明をし、何とかご理解いただけるよう、粘り強く努めてまいりたいと考えております。

○議長（西川正義君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 北川議員のご質問のうち、標題6の候補地の見直しについてのお考えはというお問い合わせにお答え申し上げます。建設候補地を愛荘町竹原区に決定した経緯や理由につきましては、これまでも丁寧にご説明させていただいているところでございますが、一部の周辺地域等から候補地の白紙撤回、見直しを求めご意見をいただいておりますことは、私どもとして大変重く受け止めてはおります。しかしながら、一方で、どの応募地に決定をした場合においても、反対意見というものは想定をされるわけではございまして、現時点におきましても、候補地の見直しということではなくて、候補地を決定した行政の責任として、丁寧に選定理由等をご説明させていただくとともに、地域住民の皆様のご意見等を十分にお伺いしながら、粘り強く取り組んでいかなければならないと考えております。その上で、施設建設に係る各種調査を行って、具体的に調査結果や対策等をお示しすることにより、地域住民のご

不安等を解消して、ご理解をいただけるよう最善の努力を傾けてまいりたいと考えております。

○議長（西川正義君） 再質疑はありますか。

○9番（北川元気君） 結構です。

○議長（西川正義君） それでは続きまして、2番 獅山向洋君。

○2番（獅山向洋君） それでは平成30年度一般会計予算について、質疑を行います。

まず、一般会計予算説明書の21ページの彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画等策定業務、460万1千円について、より具体的な業務内容およびその金額を明らかにしていただきたいと思います。

また、この業務内容のうち、建設候補地を愛荘町竹原区と想定した業務とその金額およびその合計金額を明らかにしていただきたいと思います。以上です。

○議長（西川正義君） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平君） では、要旨①、一般会計予算説明書、21ページの彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務、460万1千円の具体的な業務内容および金額についてお答えをいたします。この業務は、平成29年度から平成31年度の約3年間を契約期間とし、平成29年6月22日にパシフィックコンサルタンツ株式会社 滋賀事務所と契約をしており、平成30年度は契約期間

の2年目となります。平成30年度の業務内容といたしましては、具体的には五つの業務を行っていただきますが、そのうち四つの業務は今年度からの継続業務でございます。まず、新ごみ処理施設整備基本計画の作成支援を行います彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定業務、次に地元および周辺地域の住民の方々に対して行う説明会の開催支援を行います住民説明会開催支援業務、三つ目に地元地域の活性化が図られることを目的に実施をいたします地域振興策についてその具体的な事業計画の作成支援を行うまちづくり事業プラン作成支援業務、四つ目に用地売買交渉に関する資料作成を行う地権者用地売買交渉資料作成業務の4業務でございます。この4業務に加えまして、平成30年度におきましては、事業手法検討業務を予定しており、当該業務では、施設の建設、運転および管理につきまして、効果的、効率的かつ経済的な行政運営を図るため、定性的、定量的に公共施設等の整備等に用いられる事業手法を調査、比較し、当圏域の新ごみ処理施設に最適な手法を検討することとしております。金額の内訳といたしましては、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定業務としまして22万8000円、住民説明会開催支援業務として136万7351円、まちづくり事業プラン作成支援業務として113万8776円、地権者用地

売買交渉資料作成業務として 46 万 9813 円、事業手法検討業務として 139 万 6860 円でございます。なお、これらの業務は、平成 29 年度予算におきまして債務負担をお認めいただき、既に契約を結んでおりますことから、いわゆる義務的経費として計上いたしておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に要旨②、前項の業務内容のうち、建設候補地を愛荘町竹原区と想定した業務の金額およびその合計金額についてお答えをいたします。まず、建設候補地を愛荘町竹原区と想定をいたしました業務としましては、住民説明会開催支援業務、まちづくり事業プラン作成支援業務、地権者用地売買交渉資料作成業務でございます。また、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定業務につきましても、建設候補地を愛荘町竹原区と想定をした内容が一部含まれております。各業務の金額につきましては、先ほどお答えをいたしましたとおりでございますが、その合計金額は、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定業務を含めると、合計 320 万 3940 円でございます。

**○議長（西川正義君）** 獅山議員、再質疑はありますか。

**○2番（獅山向洋君）** ありません。

**○議長（西川正義君）** 以上で、事前に通告のあった質疑が終了しました

ので、議案第 2 号に対する質疑を終結いたします。

**○16番（安澤勝君）** 議長、動議。

**○議長（西川正義君）** 安澤君、議長の方までお願いします。

**○議長（西川正義君）** ただいま、16番 安澤勝君から議案第 2 号に対する修正の動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、成立をいたしました。暫時休憩いたします。

---

[午後 3 時 00 分休憩]

[午後 3 時 15 分再開]

---

**○議長（西川正義君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、議案第 2 号に対する修正案について、提出者の説明を求めます。16番 安澤君。

**○16番（安澤勝君）** それでは議長にお許しをいただきましたので、ただいま、出させていただきました修正動議につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。今ほども二人の議員の方から質疑が出ておりましたとおり、一般会計予算書の 21 ページにございます塵芥焼却場費の部分の 13 番の委託費で 460 万 1 千円が計上されております。これにつきましては、横に説明が書いてありますとおり、彦根愛知犬上広域行政の新ごみ処理施設の整備基本計画策定業務ということで、今、獅山議員の方から詳細説

明を求めるということで、それぞれ五つのメニューがございました。その中でもですね、地権者用地売買交渉資料作成業務というような項目もございました。こうしたことはですね、現状、竹原ありきだというようなことではないかなというふうに考えた次第でございます。前回、全員協議会で配布されました資料の中にもですね、地元説明のところを皆さんもご一読いただいているかなと思いますけれども、やはり、近隣の住民の皆さんは、地元の説明会ですらですね、これは完全な竹原ありきじゃないかと、周辺住民の声を全く反映してないんじゃないかと、我々は断固反対しているんだというような意思表示をされているにもかかわらず、こうした460万1千円というものをですね、竹原を建設候補地であるかのようにですね、進めている執行部のこの予算計上に対して反対するものでございます。やはり、申し上げましたとおり、近隣の住民の皆さんの意識というものを、しっかりと我々議員としては受け止めてですね、そういった部分を議会の中で、皆さんとともに議論をして、修正をしたいと思っておりますので、ご賛同いただける皆様には、どうかよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

**○議長（西川正義君）** 暫時休憩いたします。

---

[午後3時18分休憩]

[午後3時31分再開]

**○議長（西川正義君）** それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。これより修正案に対する質疑に入りますが、質疑の通告書は出ておりません。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**○議長（西川正義君）** これより討論に入ります。討論の通告書が3名の方から提出されておりますので、順次、発言を許します。その順序は、17番河村善一君、10番安藤博君、6番西澤伸明君の順といたします。それでは、順次、発言をお願いいたします。17番河村善一君。

**○17番（河村善一君）** 河村善一です。反対討論を行います。私は何点かについて述べておきたいと思っております。その中で、ご理解賜りたいと思っております。今回、候補地の選定に僕は問題があったのか、まず疑問を投げかけたいと思っております。候補地としての選定を手上げ方式で求められ、竹原が手を上げられて、あるいは竹原以外の地区が手を上げられて、選ばれてきたことについては、何も問題ないし、そこに責任があるわけではないと僕は思っているわけです。ただ、周辺地域については、理解を得ていかなければならなかったけれども、竹原そのものが周辺地区にそういうところに言う機会があったのかどうか。選考の手順の問題が

一つ、誤算があったのかどうかという思いはあるわけです。これから、当然、心配することは、竹原がやり玉に挙がっているわけですがけれども、ごみ処理施設は造っていかなければならない。そういう意味においては、僕としてはですね、いがみ合いというのは一番、愛荘の人間ですし、愛荘の立場で、竹原と周辺がいがみ合うことそのものを望んでいるわけじゃないので、理解ある部分のものは考えていかなければならないなど。ただ、僕自身は、ごみ処理そのものは、今回、業務としては、最低限の業務遂行はしようということで、候補地なんでそこを場所として決められていないので、最低限の業務を進めないと、この業務全体が完全凍結してしまっていて、39年、そのものができないのではないかという心配をするわけです。だから、その意味においてはですね、僕は、この業務の最低限の必要性はあるのではないか。もう一つの心配は、今回の修正を認めた場合、契約違反になる部分が出てくるのではないかという心配が、この2点を僕自身は心配するわけです。そういう意味においては、今、現在、進められることについては、執行部の方で、先ほどから言われている、配慮された形での業務をしようとしているわけですから、最低限の業務だけは進めていくべきではないのかという立場から、反対討論をさせていただきます。以上です。

○議長（西川正義君） 10番 安藤博君。

○10番（安藤博君） 彦根の安藤でございます。私は、平成30年度（2018年度）一般会計予算書修正案に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。まず、ごみ焼却場の設置というものについては、当然、1市4町でやりましょうということで、議会で議論しその方向で進んでいると、このことに対し否定するものは何らありません。ただ、昨年6月に突然、竹原区という、管理者の決定をしたと、候補地というような決定をされたということで、そこから種々、全員協議会等々で、ご説明もいただきましたが、このプロセスの中で、いわゆる管理者のお言葉を借りるのであれば、管理者会では結局、まとまらなかったと。それぞれ副管理者等々のご意見も頂戴したが、まとまらなかった。結果、大久保管理者の方に一任をするというような形で熟慮をされ、最終、第7回でしたかね。第7回の管理者会で大久保管理者が竹原区に決定をしたということをお聞かせいただきました。そのプロセスの中で、いわゆる選定委員会のことをおっしゃってありました。選定委員会の決定を尊重して、竹原区の方に決定をしたんだというふうなお話でしたが、その中で、全員協議会の中でも、それぞれの議員さんがご質問なさったと思いますが、じゃあ、なぜ1位であったところじゃ



なく、2位の竹原に持っていったんだというようなご質問に対しても、1位のところには事前に反対運動があったと、軟弱地盤であったと、そんな理由を述べておられましたけれども、本来、そういうところが、私自身含めて、この大久保管理者のご説明でストンと理解できなかったというようなところからいきますと、今、現在、周辺地域の方々にどんな説明をされているかわかりませんが、想像する話でいきますと、なぜ竹原の方にお決めになったというところの理解が、なかなか住民の皆さんの方に伝わっていないというふうなことを側聞いたしております。私たち身近にお聞かせいただいても、半年以上かけてお聞かせいただいても、まだそのことに対して理解ができてないというようなところからいたしますと、至極、当然のことかなというふうに思います。そういうことからすると、今の執行部に対しましては、いわゆる決定のプロセスに対しては、いささか問題があったのではないかなというふうに感じているところでもあります。その中で、先ほど北川議員、それから獅山議員の方から質疑がなされました。その中で、獅山議員の方の2番目の業務内容のうち、建設候補地を愛荘町竹原区と想定した業務、その金額およびその合計金額を明らかにされたいということで、明らかになりました。7項目につきまして、縷々、ご紹介をいただきましたが、そ

の中で、竹原区を前提とした、いわゆる策定業務そのものが中には入ってございます。そこにつきましては、債務負担行為ではありますけれども、一旦、立ち止まっていたいただいて、もう一度、整理をしていただいて、それから新たに歩み出していただく。そんなことを考えると、この修正案に賛成する立場であります。契約の部分につきましては、彦根のような契約違反はないと思いますけれども、少なくとも前に向かって進めていくのであれば、一旦、立ち止まるというようなことも含めて、修正案というものを提出させていただいているということでもあります。当然、執行部側といたしましては、再議にかけて持っていかれると思いますので、その点については、執行部がご判断することでございますので、この修正案に対しての意味合いというものは、そんな形で私は受け止めさせていただいて、この修正案に対して賛成の立場での討論とさせていただきます。以上です。

**○議長（西川正義君）** 6番 西澤申明君。

**○6番（西澤申明君）** 私は、愛荘町竹原区に絞り込まれた、選定をされた経過から見ても、大変不明瞭であり、不透明であったことが、だんだんと次第に明らかになったわけです。その第1は、一般質問でも取り上げますが、非公開で候補地が名乗りを上げたことについて、非公開で進めたこと。そ

れは一つに絞られて公表せざるを得ない、つまり公表する段階で、爆発するというので指摘をさせていただきました。そのことが如実に明らかになったわけです。そして、管理者、それから当局、事務局などの答弁を聞いてますと、全く居直りとして聞こえてまいります。それは、北川元気議員やそれから獅山議員の質問にもですね、真摯なようであります、どういうようにして説得するのか、つまり、施設の安全性やそれから選定をされた理由、ランニングコスト等々の点でも、正面からきちっと説明しているんかどうかにしても、大変疑問に思います。この際、私は、当局の竹原ありきに関係する一切の業務や予算ですね、これを白紙に戻すことは、新ごみ処理施設建設を進める上でも、また、行政と議会の信頼を回復する上でも、一旦、きれいに白紙に戻すべきだと考えます。義務的経費との説明であり、契約議決もされている案件だということではありますが、一時、保留ないしは契約変更の協議を申し出る。こういうことも当局として決断すべきところに来ているというように思います。そしてこの採決のあと、当局による再議の申出の可能性があると予想されますが、その際、特別議決、つまり3分の2の賛成が必要となります。そういう点でも、地域の方々の信頼を回復する上でも、この議案、しっかりと検討して賛同いただきたいというふうに、私

は思っています。以上です。

**○議長（西川正義君）** 以上で通告人による討論は終わりました。他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西川正義君）** なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。ただいま議題となっております議案第2号平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算に対する安澤勝君、他5名から提出された修正案について採決をいたします。お諮りいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席願います。起立多数であります。よって議案第2号平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算に対する修正案は可決されました。

**○議長（西川正義君）** 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決いたします。お諮りします。議案第2号平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算の修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立多数であります。よって修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

## 日程第5 一般質問

○議長（西川正義君） 次に、日程第5、定例会でありますので、当組合所管事項に対する一般質問を行います。一般質問の発言通告書が4名の方から提出されておりますので、順次、発言を許します。その順位は、2番 獅山向洋君、5番 山内善男君、16番 安澤勝君、6番 西澤伸明君といたします。なお、一括質問、一括答弁ですので、質問者は一括で質問していただきたいと思っております。2番 獅山向洋君。

○2番（獅山向洋君） それでは一般質問をいたします。

まず、標題1ですが、新ごみ処理施設建設候補地・愛荘町竹原区に対する反対運動について質問いたします。これも既に北川議員の方から質疑としてされた部分と重なるかもしれませんが、重なる場合は簡潔にご答弁願いたいと思っております。

①竹原区およびその周辺地域における反対運動の現状について説明していただきたい。

②反対する主たる理由がどこにあると認識しているのか、管理者としての現状認識を伺いたい。

③その主たる反対理由にどのように対応しようとしているのか、管理者としての解決策を述べられたい。ここでコメントしておきますが、丁寧とかですね、粘り強くというのはこれは解決策ではありません。やっぱりしっ

かりとですね、反対理由にどのように対応していくのか、それをきちっと述べていただきたいと思います。

④この事業につきましては、時間的な制約がございます。こういう場合ですね、通常、やはりターニングポイントと言いますか、細かく言いますと、現候補地を断念して、他の候補地の検討に入る、こういうふうにお考えいただきたいと思っております。通常、こういうターニングポイントというものを想定しておくものでございます。そういう意味でですね、まず、時間的なターニングポイント、いつまでに建設するというようなね、そういう時間的な制約があるわけですから。時間的なターニングポイントとしてはいつか。それから条件的なターニングポイント、どのような反対内容でそれをどうしても成就できないというようなですね、そういうターニングポイントをどのように想定しているのか、具体的に答弁していただきたいと思っております。

次、標題2ですが、施設整備基本計画について質問します。

新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会は、最終的に施設整備基本計画を策定するようでございます。管理者としてはですね、ただこの委員会任せではなくてですね、このような重要な計画策定案につきましては議会に提案して承認を得るべきではないか。そう思うんですが、管理者の考えをお尋ねしておきたいと思っております。

標題 3、土木・建築工事、プラント設備工事について質問します。

土木・建設工事、プラント設備工事の業者決定は、どのような方法で行う予定でしょうか。現時点における考え方を明らかにしておいていただきたいと思います。以上です。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(植田亮平君) 失礼いたします。まず、標題 1 につきまして、先に現状のご説明等をさせていただきたくため、要旨①および要旨②につきまして私からお答えをさせていただきます。また、標題 2 および標題 3 につきましては、後ほどお答えをさせていただきたいと存じます。

では最初に標題 1 の要旨①、竹原区およびその周辺地域における反対運動の現状についてお答えをいたします。まず、竹原区におきましては、自治会としてご応募いただいた地元区であるため、反対運動が行われていることはございませんが、住民説明会におきましては、車両の通行ルートや環境への影響など不安に感じる点について、具体的にご意見をいただいているところでございます。また、周辺地域につきましては、先ほど北川議員からの議案質疑でお答えをいたしましたとおり、自治会といたしましては、岩倉区、松尾寺区および東出区から反対の意思が表明をされているところでございます。まず、岩倉区につきましては、説明会を開催した際に、候補

地からの距離が竹原区の集落と同程度であるにもかかわらず、周辺地域として扱われているということに強い反発がございました。また、候補地見直しを求める、文書では、反対理由として、小学校等の施設が近く健康被害が心配されること、収集運搬車両の通行が住民生活に影響すること、近くに重要文化財があること、建設工事に伴う影響があることを挙げられておられます。さらに、12月中旬には反対看板を設置され、また今年に入り、愛荘町内の全戸に対し、新聞折込により施設建設反対のチラシを配布されておられます。現時点におきましては、候補地の白紙撤回、見直しのみを求められており、組合との具体的な協議等には応じないとおっしゃられている状況でございます。次に、松尾寺区でございますが、年末に反対看板が設置をされましたので、役員の方々にお話をお伺いしましたところ、事前に周辺地域の同意を得ていない決定方法に納得できず、岩倉区と協力して、候補地の白紙撤回、見直しを求めていくこととございました。また、東出区につきましては、意見・要望書を提出され、車両の通行ルートや選定委員会における評価方法など、多くのご意見をいただきました。さらに、説明会におきましても、竹原区での建設ありきではなく、他の応募地も並行して検討するようにというご意見がございました。また、説明会の最後には出席者

により賛否の採決を採られ、ほぼ全員の方が反対の意思を示されました。その後、今月に入り、反対看板を設置されたところでございます。

次の標題1の要旨②、反対する主な理由がどこにあると認識をしているのか、管理者としての現状認識を伺いたいというご質問にお答えをいたします。反対をされる主な理由といたしましては、これまで開催をいたしました住民説明会の席上や各自治会等とも個別に対応させていただく中で、聞かせていただいたご意見等を総合的に勘案をいたしますと、ごみ処理施設が近隣に建設されること自体に反対というもの、また建設候補地の選定理由や公表の仕方を含めた経過に納得できないというもの、ごみ処理施設からの騒音・振動・悪臭や有害物質が排出されるのでないかとの懸念、そしてごみ処理施設の建設に伴い交通量が増加することによる安全面への不安などであると認識をしております。

○議長（西川正義君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 獅山議員のお尋ねのうち、私からは標題1の要旨③および④についてお答えを申し上げます。

まず、要旨③、その主たる反対理由にどのように対応しようとしているのか、私の解決策を述べろというご質問でございますが、ごみ処理施設が近隣に建設されること自体に反対をされていることにつきましては、今後も

説明会等を実施いたしまして、ごみ処理施設は我々、住民生活を営む上で無くてはならない施設でございますことや、地域の活性化につながり得る施設であるということをご理解いただきながら、お寄せいただいた不安や疑問点等に対しまして、丁寧に説明を繰り返してまいりたいと。そして、できるだけ思いを汲み取っていけるように努力をしていきたいと思っております。次に、建設候補地の選定理由や公表の仕方を含めた経緯に納得できないということにつきましては、これまでも経緯や選定委員会での評価内容、管理者における選定理由等を私としましては、丁寧に踏み込んで説明をさせていただいていると思っておりますが、こうしたことをさらに続けていくことが重要だというふうに思っております。また、ごみ処理施設からの騒音・振動・悪臭や有害物質が排出されるのでないかという懸念につきましては、最新のごみ処理施設をご視察いただくなり、見学をいただくことによつて、建設をしようとしております施設がいかに安心・安全な施設であるかということをご五感で感じとっていただく、理解をしていただくということが重要だと思っておりますが、有害物質等の排出基準につきましても、国の基準よりもさらに厳しい自主基準値を設けていくということをお示ししてございまして、皆様の不安の払拭をしてまいりたいと考えております。

さらに、ごみ処理施設の建設に伴って、交通量が増加するという事について、安全面からの不安というものがあるということでありましたが、これまでもそうでございますが、周辺地域の皆様方のご意見をできるだけ取り入れて、より効果的な搬入・搬出道路の新設などを図ることで、既設道路への交通負担が過度に掛からないよう配慮をしてまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、丁寧に、粘り強くということは適切ではないというご指摘ではありますが、お尋ねの地域の方々の思いに対してですね、丁寧に的確にお答えをし、ご意見を汲み取りながらですね、やり取りを重ねて、積み上げていくしか方法がないというふうに考えておりますので、ご理解のほど、お願い申し上げます。

次に要旨④、時間的なターニングポイントおよび条件的なターニングポイントをどのように想定しているのかというお尋ねでございます。現時点におきまして、議員にご指摘をいただいておりますような現在の候補地を断念し、他の候補地を検討するための具体的なターニングポイントというのは想定をしてございませんで、事業を進める中で生じてくる課題につきましては、施設配置上の工夫やご理解をいただくための説明を今後も続けてまいりたいというふうに考えております。しかしながら、新たなごみ

処理施設建設は当組合圏域の喫緊の課題でございます。時間的な制約がある事業であることは十分認識をしてございますことから、例えば今後、予定をしております活断層の調査結果によって、施設配置が困難だということなどが判明するなど施設建設が実現できないと具体的にですね、判明をした場合や、搬入出ルートの新設する場合の用地買収に際しまして、相続等で地権者との交渉が長引いて、想定している時期までの用地取得が見込めないようになるなど、著しく事業の進捗が停滞せざるを得ない状況が生まれた場合には、他の候補地を選定することも視野に入れて、検討していかねばならないものというふうに考えております。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(植田亮平君) 再度、私の方から標題2および標題3につきましてお答えをさせていただきます。

では、標題2、施設整備基本計画案のように重要な計画策定案については、議会に提案し、承認を得るべきであるというご質問にお答えをいたします。まず、現在、設置をしております彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会は、施設整備基本計画案の作成に関する事項等を検討し、管理者に提言することを所掌事務としておりますので、同計画は組合として策定をするものでございま

す。なお、計画の策定に当たりましては、議決事項として提案することまでは予定しておりませんが、委員会からの提言に加え、地域住民や議員の皆様からのご意見やパブリックコメント等を踏まえて、作成してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

次に標題3、土木・建築工事、プラント設備工事の業者決定は、どのような方法で行う予定かについてお答えをいたします。当初、考えておりました業者決定までのスケジュールといたしましては、来年度、事業方式の検討を行うことを予定しており、施設の整備および運営について、従来の公設公営方式や民間事業者への長期包括的運営管理委託に加え、公設民営のDBO方式、民設民営のPFI方式など、各事業方式を比較検討し、最も適した事業方式を決定していきたいというふうに考えております。また、工事の発注に関することといたしまして、ごみ処理施設の工事が、高度で複雑な技術を有するプラント設備と、それに伴う土木、建築などの集合体であり、各社独自のノウハウの詰まったものであるため、地方自治体が独自に詳細な設計を行うことは困難でありますことから、一般的な公共工事とは異なり、通常、施設整備の実設計と建設工事を合わせて契約する性能発注方式が採用されていると聞き及んでおります。さらに、建設工事におきましては、

施設一体としての性能発注を行なうため、一般的な公共工事のように工種毎に分割して発注する方式が採用されることは稀であり、全ての工種を単独の業者に一括で発注をする一括発注方式が通常、採用されていると聞き及んでおります。このようなことから、他自治体の事例を見ますと、業者の選定は金額のみによる競争入札ではなく、技術力の評価も含めた総合評価落札方式、または公募型プロポーザル方式を採用する事例が多い状況でございますが、そのような工事の特性等も踏まえまして、今後、入札方法の決定や入札参加者からの技術提案書を審査するための事業者選定委員会を設置し、具体的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○議長（西川正義君）** 獅山議員、再質問はございますか。獅山議員。

**○2番（獅山向洋君）** ターニングポイントについて、管理者の方から説明がありましたけれども、一応、条件的なターニングポイントについては2つほど挙げられたんで、これはそういうふうにお聞きしておきたいと思えます。ただ、時間的な制約ですね、これはね、いくら丁寧に粘り強くやったところでですね、5年も10年もかかっては、これはこの事業そのものが進まなくなってしまうわけです。時間的な制約についてのターニングポイントについては、きちっとお答えいただきたいと思えます。

それからですね、もう一つ、これは非常に重要なことなんで、質問というよりも要望しておきたいんですが、この土木・建築工事やプラント設備工事の業者決定ですね、これについてはただいま、いくつかの方式を挙げられました。これはいずれですね、議事録として我々の手元にくるとは思っていますが、できればですね、今、表明されたですね、方式についてね、文書にしてですね、我々にも渡してもらえないかなとこう思っています。もしそれができないなら、やはり会議録をですね、早急に我々に配っていただきたいと。我々もこの業者選定というのは非常に重要に思っておりますので、その点は要望であると同時にですね、そういう文書をちゃんと配ってもらえるかどうか、それについて聞いておきたいと思えます。

それからもう1点、先ほどおっしゃったようにこの標題2に関してですね、どうも計画策定案について議会に提案し、承認を得るべきであるというふうに言ったんですが、予定しておられないというご答弁としてお聞きしております。これについては我々としても対応してまいりたいと思っております。以上、2点についてお尋ねします。

○議長（西川正義君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） お尋ねの時間的なターニングポイントということですが、これは、たぶん議

員ご指摘の意味合いは現在の彦根市清掃センター、クリーンセンターといわゆるリバースセンターの耐用年数という関係ではないかと思っておりますが、いずれの施設につきましても老朽化をしてくれていると。それに伴って、年々の施設維持管理についても多額の費用がかかっているということがございます。そうしたことを勘案し、いつまでということではございませんが、できるだけ現計画が39年でございまして、その目標を目指して考えていく上で、逆算していろいろと考えていかなければならないというふうに考えております。ただ、どの時点でターニングポイントとするのかということにつきましては、今、具体的な年次を言えるわけではありませんが、できるだけ速やかに今までも申し上げてきたような各種の調査をできるだけスムーズに取り組みましてですね、現候補地が建設地としてなり得るかどうかということ、早く判断をしていく必要があると。そのことを申し上げておきたいと思えます。

○議長（西川正義君） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平君） 失礼します。標題3の紹介しました各事業方式の部分についてのご質問でございますが、この本議会の議事録を作成をしていくということになりますと一定、お時間がかかってくるかと思えますので、それよりも早い段階でお届けをするためにこの部分をまとめた



形で資料をお作りさせていただきまして、それを配布させていただくということを前提に具体的に方法等を検討してまいりたいというように考えております。

**○議長（西川正義君）** 獅山議員。

**○2番（獅山向洋君）** 再々質問ですが、私はね、時間的なターニングポイントは非常に重要だと思ってるんですよ。なぜかと言いますと、先ほども答弁されましたように、例えば環境アセスメントはね、本議会においては出さなかったと、こうおっしゃってるんですよ。これね、環境アセスメントがね、きちっとやらないとね、何も進まないですよ。そういう観点から言いますとね、当然、工程表っていうかな、スケジュールをお決めになってると思うんですよ。そうしますと、逆算すればとおっしゃってます。逆算しておられるはずなんでね。そういう観点から言えばね、やはり時間的なターニングポイントというのはきっちりあると思うんですよ。もし管理者がご答弁、無理ならばですな、事務局の方でどんなふうに考えておられるのか、ご答弁いただきたいと思います。

**○議長（西川正義君）** 建設推進室長。

**○建設推進室長（植田亮平君）** 失礼します。平成30年度の当初予算につきまして、当初、予定をしておりました委託業務を計上してこなかった理由につきましては前段、ご説明させていただいているとおりでございます。

その部分、今のスケジュールでいきますと、事務局といたしましては、やはり平成30年度中にはその辺りの業務には着手をしていきたいというところは、一定、考えているところでございます。私からの答えがターニングポイントというわけではございませんが、事務局のスケジュールといたしましては、やはり当初の予定より半年遅れぐらいであれば、今、コンサルとの打ち合わせの中では全体、39年度までのスケジュールの中で飲み込みながら追いついていけるだろうということは確定をしております。それ以上、伸びてくるということになりますと、39年度のところの部分のスケジュールも検討してくるかどうかというような検討を行わなければならないというところが、現段階でございます。ただ、いずれにいたしましても、大切なのはやはり状況を鑑みながらというところで考えておりますので、一定、そういったところでご理解を賜われればと思います。失礼します。

**○議長（西川正義君）** 5番 山内善男君。

**○5番（山内善男君）** それでは私の方からは、2点についてお伺いしたいと思います。

標題1です。紫雲苑におけるご遺体の受け入れミスについて、事実の検証と再発防止策をどのようにお考えになっているのか、お尋ねいたします。

要旨ですが、今年の1月13日、紫

雲苑において火葬する際、これは仮名にしておきます、山下長蔵さんのご遺体を火葬するために予定されていた炉と、やはり仮名にしておきますが、山下文子さんのご遺体を火葬するために予定されていた炉を取り違えて、それぞれ誘導するミスがあったと聞いています。幸いにも遺族の指摘で事故なく、事なきを得たようですけれども、場合によっては、該当しないご遺体の収骨をご遺族がしてしまう事故につながりかねないミスといえます。事実の検証をどのように行って、そのことに基づいて今後の再発防止策についてどのような改善策を講じられたのか伺います。

二つ目の質問です。ごみ減量化の具体的な取組目標の設定と施設規模の決定について伺います。

質問の要旨です。すでに昨年8月の当組合議会でも、さらに過去の当組合議会でも質問していますが、大胆なごみ減量化目標を立てて、できるだけ小規模な施設で、施設整備費を圧縮して、環境にもやさしい、またごみをできるだけ出さない、資源を大切にする市民意識を向上させる取り組みを再三、提起をし、全国の取り組みを紹介してきました。今、新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会が開催されていますが、結局、現状のごみ量を基本に施設規模が決定されようとしています。これまでの当組合議会の議論が全く反映されていないのではないかと憂慮

しています。それどころか、大規模な災害発生時に備えるとして、規模を膨らませる議論までされ、用地取得や造成費用は含まないで施設整備費は200億円との試算もされる状況となっています。あらためて、新施設建設については大胆なごみ減量化目標を具体的に設定をして、施設規模を縮小させる提起を検討委員会で議論するよう、事務局は誘導すべきではないかと考えます。ご見解をお願いいたします。

○議長（西川正義君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（川那部晴朗君） 紫雲苑場長の川那部でございます。よろしくお願いをいたします。

標題1の紫雲苑におけるご遺体の受け入れミスについて、事実の検証と再発防止策について、お答えをいたします。議員ご指摘のとおり、本年1月13日の土曜日に、ご遺体の受け入れ時にトラブルがございました。当日の12時着は、2件の受け入れがございましたが、2件は同姓の方で、また、葬儀業者も同じ業者でございました。なお、受け入れについては、当日が土曜日であったことから、休日等火葬業務の委託業者職員が行っております。本件事案について、委託業者職員等に直接、聞き取りを行いましたところ、先に到着した霊柩車の運転手が故人の氏名を誤って担当者に伝えたため、予定されていた告别室とは逆の部屋に誘導してしまう事態となり、途中で遺族の方が気付かれたことから、炉前

に掲示してある故人氏名を書き直して対応したというものでございました。このような事案が発生したのは、霊柩車の運転手が担当者に故人の氏名を誤って伝えたことから始まっておりますが、その後に担当者が自ら再確認を行うことなく、業務を進めていったためと考えられます。当然のことではございますが、遺骨の取り違え等は、絶対にあってはならないことではございますし、故人との最後のお別れの際に、遺族の皆様が不快な思いをなされないように努めていかなければなりません。このことから、今後の再発防止策といたしまして、玄関での受け入れ時に、故人の氏名を運転手だけでなく喪主にもフルネームで確認すること、また、告別室へ案内したときには、火葬炉前に掲示してある故人氏名を確認することを徹底するようにいたしました。なお、このことは、直ちに委託業者にも指示をしております。今後も引き続き、繰り返しの確認を徹底して行うことにより、ミスやトラブルを未然に防止できるよう、努めてまいりたいと考えております。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(植田亮平君) 私から標題2、新施設建設については大胆なごみ減量化目標を具体的に設定して、施設規模を縮小させる提起を検討委員会で議論するよう誘導すべきではないかというご質問についてお答えをさせていただきます。

ごみ減量化目標につきましては、検討委員会において、現状、すう勢値を加味しながら、圏域全体の減量化目標値を検討し、設定をいたしました。今後、減量化に向けた各施策につきましては、各構成市町、それぞれにて検討、実施されることとなりますが、当組合といたしましても設定した目標数値に安住をすることなく、議員ご指摘のとおり、施設建設を契機に、各構成市町と連携を図りながら、より一層、ごみの減量化に取り組んでまいりたいと考えております。また、施設規模を縮小させる提起を検討委員会で議論するよう誘導することにつきましては、施設規模を検討するに当たり、ごみ減量化目標を加味した将来ごみ排出量推計値をはじめ、他の先進自治体の施設見学等で得た情報や、本業務の支援を委託しております専門のコンサルタント業者等から出された資料を参考に、検討委員会で協議をしていただいた結果でございますことから、現時点で設定いたしました施設規模は、適正なものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長(西川正義君) 山内議員。

○5番(山内善男君) はい、ありがとうございます。それでは再質問をいたします。

標題1の部分で紫雲苑のご遺体の受け入れミスについてですが、当日が土曜日で委託業者の扱っている日で

あったということでした。やはり、直営でやっている部分についてはこのようなことは日常的になかったわけですので、その点、委託に出している部分でこういう重大なミスが起きているということについて、やはり直営でやるという方向で、将来的にはきちり管理者とも議論を深めていただきたいということ、まず一つ、申し上げておきたいというふうに思います。それから引継ぎの部分でフルネームで確認をすとか、ご遺族にも確認をすとか、そういう話がありました。結局、口頭での確認でしかないわけですね。今、確認をさせてもらいましたけれど。私ども、家におりまして、何か宅急便で物が運ばれてきたときも、やはり受け取ったときには受け取ったサインをして、それから受取書を受け取った側ももらいます。それから引き渡しされた宅急便の業者もサインをしたそれを、控えを持って帰られます。物でさえ、そのような書面でやり取りをするわけですね。私、ご遺体のやり取りをするのに、結局、口頭でのやり取りでしかないということが、やはり取り違えるミスを、どうしてもそこで残していつてしまうというふうに思います。やはり火葬証明書のコピーか何かをもって、引き継ぐときには引き継いだ紫雲苑側の職員が自分のサインをして、葬儀社の霊柩車の運転手に渡すとかですね、何か書面でのやり取りをしっかりと、ご遺体とそれ

から書面と同時に引き継ぐと。それでその書面を見て、炉のところの氏名の確認をするというような何か、やはりそういう確実な書面でのやり取りが必要なんではないかというように思います。今、再発防止策、言っていたんですが、何度も言いますが、結果的にはやっぱり口頭でのやり取りで終わってしまっているの、聞いてる側については非常に不安に思います。私も直接、葬儀社の霊柩車の運転手をされてた方にお話を伺ってまいりましたけれど、葬儀社の方は葬儀社の方で再発防止策として、いわゆる葬儀の申し込みがあった用紙を今までは持っていかなかったんだけど、その用紙を持って行くようにしてますというような話もされてましたけれど、彼らは彼らなりに再発防止策を講じてるようですが、基本的にはやはり、ご遺体と同時に書面での受け取りのやり取りが必ず必要ではないかというふうに思いますので、その2点について再度、お答えをいただければというふうに思います。

次に2番目なんですが、今までから再三、言っておりますので、あまり言いませんけど、ごみの減量化目標については、例えば大津なんかは施設を1か所、減らすということで、必然的にごみの大胆な減量化が必要に迫られて、非常にごみの減量化の努力をされてきました。結局、担当者のところではなかなか大胆に切り込んでいくとい

うことは難しいというふうに思いますので、やはり、そのところは大久保管理者含めて、首長さんの大きな決断にかかっているというふうに思いますので、ぜひその辺り、首長の皆さんの大きなご決断をお願いしたいというふうに思いますし、もう一つは今まで計画段階では、100億あまりの計画の数字を出されてたと思います。今の検討委員会ではそれがもう200億ということで、約2倍の金額に跳ね上がっています。今、ちょうど来年度予算を審議しており、議会にどこの市町でもかかっていると思うんですが、彦根でも国体を前にして非常に財政的には窮屈な予算を強いられる状況がありますのでこのような大きな予算を抱えるごみ焼却場の建設に当たって、そういう意味ではごみ減量化の大胆な目標を首長さんが率先して議論をして出していただくように要望をしておきたいというふうに思います。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（西川正義君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（川那部晴朗君） まず、委託に出している部分について、間違いを起こすのではないかというようなことですが、まず、今、委託しております業者は全国のいくつもの火葬場で指定管理者として火葬場の管理運営を行っておりますし、また火葬業務の委託もいくつもの火葬場で請け負っておりますので、火葬業務の知識と経験もございますし、十分

な技術を有しているものと考えております。また、委託業者とは平日と休日で火葬業務の進め方や遺族の方への対応に差が出ないように、十分調整をし、常に同じ対応、またサービスが提供できるようにしております。委託しております休日等にトラブルなどが多く発生するようなことがないように対応をしているところでございます。また次に、受け入れするときの確認方法を文書でやり取りをしてはどうかということですが、現在の紫雲苑の申請書類の中から、例えば提示してもらおうと。例えば、紫雲苑の使用許可書が考えられると思います。しかし、喪主様に当日、紫雲苑玄関へ到着したときに使用許可書を提示していただくようお願いをしましても、おそらく忘れて来られる方が多くなるのではないかと思います。また、紫雲苑の申請手続きを葬儀業者の方が代行しておられることも多くなっておりますので、当日、使用許可書も葬儀業者の方が提示されることも多くなると思います。そうしますと結局、喪主様に再度、直接、確認をさせていただくことになると思います。現在としましては、今、行っております玄関で喪主様にフルネームで確認させていただくことを引き続き、徹底してまいりたいと考えておりますが、ただ、今、議員が言っただきました別の用紙を作って、確認するというような方法、また確実に間違いのない

ように、受け入れ時に確認できる方法が他にもあるとも思われますので、また近隣の火葬場の状況も調査をさせていただきまして、今後、紫雲苑でどのような方法がよいのかということにつきましても研究をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西川正義君） 山内君、よろしいですか。

○5番（山内善男君） はい。

○議長（西川正義君） 16番 安澤勝君。

○16番（安澤勝君） では、一般質問をさせていただきます。

標題は竹原案は白紙撤回すべきということでございます。1月16日に開かれました愛荘町の東学区地域説明会では、施設に反対されている竹原周辺の岩倉、松尾寺、蚊野、東出、目加田などの各町からは、さまざまな意見が出されていたようであります。竹原ありきの説明だ、近隣住民の声に耳を傾けるべき、周辺には国宝や貴重な文化財が多くある、また新たに活断層も確認されているのになぜこの地を選んでいるのか、周辺通学路では何度も事故が起きている地点もあるのに危険だ、など、さまざまな反対意見が出されています。また、選定委員会の採点についても、地域の実情をわかっていない採点であり話にならないとの声もあったと聞き及んでおります。当然、こういった説明には、地域の方

は納得されておられません。近隣住民の意見に耳を傾けない、真摯な態度をとらない、執行部に対してあきれて話にならん、帰らせてもらうわと退場された方もいらっしゃったようでございます。周辺地域はもちろん、竹原区の一部も反対されている中で近隣地域の皆さんの反対の声を尊重して、即座に竹原案は白紙撤回すべきと考えますが、見解を伺います。

また、反対意見はそのうち黙らせる、そんな決意がですね、見え隠れする執行部のようでございますが、地域住民はじめ、近隣住民の気持ちを考慮しない執行部の組織は本当にだめであります。正月に娘さんが帰省された際にですね、ごみ処理施設反対の看板を見られて、本当にごみ施設がここに来るのであれば、もう帰ってこないというふうに言われたようです。このように将来、子どもや孫と暮らすことを夢見ておられる地域住民の家庭愛を壊してまでこの地に造らなければならないのでしょうか、と切実に訴えられています。このような状況からですね、地域における合意状況が、違う場所では100%の地域がございまして、こうした地に決定すべきと考えますが、これについても見解を伺いたいと思っております。

次に国土地理院が9月に新たな断層を発表されました。ものの見事に候補地の左右を挟んだ形で走っております。これが最大の問題であると私は

認識しております。安全性の確保は最重要課題にもかかわらず、各地の答弁では断層の真上ではないために問題はないというような主旨の発言をされておりますが、最大の問題だと認識されていないことが、最も問題であると私は思っております。危機管理能力を持ち合わせていない管理者は失格で、人造的に構築されたものは移動させられますが、こと断層は移動させることができません。であれば、今回の計画を撤回すべきです。過去2度の計画断念の理由は地盤の問題であったり、地域の反対であったりして断念されておりますが、今回はその両方を兼ね備えております。執行部はじめ、特に自らの判断で決定された管理者は、これ以上、意地を張らずに再度、新たに選定しなおすべきです。見解を伺います。ここにおられる議員さんも含めてですね、執行部の方もよく考えていただきたいんですが、断層に挟まれた地と知った上でこうした公共施設を建設することは、無謀であります。それでも推進するというのであれば、今の執行部は万一、断層が動いて地震があり、施設に問題が生じた場合、その責任をとる覚悟はあるのでしょうか。見解を伺いたいと思います。以上です。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(植田亮平君) 安澤議員からのご質問に順にお答えをさせていただきます。

まず、近隣地域の皆さんの反対の声

を尊重して、即座に竹原案は白紙撤回すべきというご質問にお答えをいたします。竹原区近隣の自治会や秦荘東小学校区自治会の役員の皆様への説明会等におきまして、大変厳しいご意見をいただいているところでございます。現時点におきましては、何とかこの厳しい状況を打開できるよう、コンサルタント業者の経験等を参考にいたしますとともに、地域の反対がある中で建設に漕ぎ着けられた他市町の事例や手法等を調査、研究しながら、今後も引き続き、粘り強くご理解を求めていかなければならないと考えているところでございます。

次に、地域における合意状況が100%である地域に決定すべきというご質問にお答えをいたします。候補地決定につきましては、これまでからご説明をしておりますとおり、候補地選定委員会において、22項目からなる選定要件による評価、80点満点と、各選定委員によります各項目の重要度や項目間の相互関係からの評価、20点満点により評価を行ったところでございます。ご指摘の地域における合意状況につきましても、選定要件における評価、80点における合意形成の視点で、22項目の一つとして評価を行っております。ここでは、各項目の重みづけを行っていないことから、この評価項目が最優先されるものではございませんが、各委員の考え方により、特に重要と判断された場合には、

各項目の重要度や項目間の相互関係からの評価、20点において、反映をしているものと考えております。最終的には、当組合の管理者が、こうした評価結果を最大限尊重した上で、さまざまな要素を勘案しながら、総合的に判断して竹原区に決定したものでございますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

次に、再度、新たに選定しなおすべきというご質問にお答えをいたします。候補地選定の段階から、断層の専門家に現地調査を依頼し、候補地周辺に断層、いわゆる撓曲帯があることを把握しており、事前に断層および破碎帯の位置や範囲を確認すれば、土地利用は可能との報告を受けておりました。昨年8月に国土地理院から常安寺断層について新たな情報が公開されたことから、以前の報告書の結論に変更などが生じないか、再度、調査を依頼した専門家に確認をいたしました。その結果、以前と同様の回答をいただきました。したがって、現時点では候補地の見直しは考えておりませんが、今後、しかるべき時期には、断層調査を実施し、最終的な担保をとりたいというふうに考えております。

最後に、万一、地震で施設に問題が生じた場合、その責任をとる覚悟はあるのかというご質問にお答えをいたします。今ほどお答えをいたしましたとおり、断層調査を実施した上で、施設が安全に稼働できるような施設配

置を計画していきます。また、新たなごみ処理施設は、耐震化等を考慮した災害に強い構造とすることを計画しておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（西川正義君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） では、再質問をさせていただきたいと思いますが、断層について専門家の先生に見ていただいて、その先生が判断されたというふうに理解をいたしました。では、やはりお医者さんでもですね、セカンドオピニオンということがございます。やはり1人の専門家ではなくですね、また違う先生にですね、複数の意見を聞いた中でこういったことは判断すべきというふうに思います。今後、今、お一人の先生か、お二人の先生かわかりませんが、違う方に再度、鑑定というか、地質調査をしていただいでですね、安全性の確認というのは非常に大事やと思いますので、こちらについては再度、この地層について判断すべきことやと思うので、その点についてもう一度、ご見解をお願いしたいと思います。

一番最後の問題ですけれども、いわゆる耐震構造にして、その建物については安全性をとっていくというようなご答弁やったかなと思いますが、いやそれでもやっぱり断層に挟まれたところで何かあったということがないと言い切れるのかどうかですね。大なり小なりですね、地震の大きさにも



よってですね、全く問題が生じないと言いきれるのかどうか。そして言いきれるのであれば、きっちりとその覚悟をですね、この場で大丈夫なんですよと言いきれるのかどうか。その覚悟のほどもお聞かせいただきたいと思います。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(植田亮平君) ありがとうございます。

まず、複数の先生でございましたり、関係機関に確認をとというような部分につきまして、お答えをさせていただきます。申しましたとおり、しかるべき時期に地質調査に加えて断層調査をした上で、建設候補地が建設地になり得るのかというような調査をしてまいりたいというところは前段、申し上げたところでございます。今、考えておりますのは断層調査につきましては、やはり業者による調査をそういった専門家でございましたり、複数の先生でございましたり、分析をするところまで含めて、いわゆる断層調査、調査業務という形で発注をしていきたいというふうに考えているところでございます。

そして、断層があるということは一定、前提として竹原区の場合は考えていくこととなりますが、安澤議員、おっしゃられましたように全く問題が生じないかというようなところを担保するよというところでございますが、いわゆる地震、断層によって

全く何も問題が生じないというところを担保できるというようなことは、当然、難しいというふうには考えてます。ただ、一定、やはりごみ処理施設が長期間、稼働停止になるような状態というのは避けなければならないということになってきますので、最低、そこまでの対策がとれるかという視点というのが大切になってくるかなというふうに考えているところでございます。

○議長(西川正義君) 安澤議員。

○16番(安澤勝君) ある程度、説明ではわかります。やはり決定される管理者、あるいはその地質を鑑定される業者さんにはですね、やはり断層地であるということを十分に認識を再度していただいて本当にこれ自分が決定することで圏域の住民が万が一、何かあったときには住民が困るわけなんですね。ですから、やはりその責をとるという覚悟を再度、確認をしておきたいと思えます。

それから当該の町長さんが今回、選挙で変更になられるということでございますので、やはり地元の新しい町長さんの意向もあるかとは思えますので、早急に管理者会を開いてこの問題についても十分に協議をしていただければなというふうに思えますので、これ、要望としてお願いしたいと思えます。

最後に覚悟のほどだけ、お伺いしたいと思います。

○議長（西川正義君） 事務局長。

○事務局長（橋本公志君） 覚悟とい  
いますか、いずれにしても今の段階で  
は何とか建てられるという下で選定  
をさせていただいたわけですが、  
実際、建てるに当たってはきちっと調  
査をした上で、その結果を踏まえて判  
断することになりますので、だめとい  
う情報がある中で建てるということ  
は一切、申し上げておりませんし、ま  
ずは調査をさせていただきたい。この  
当初予算では、その予算は、やはりい  
きなり事業化というものが周辺地域  
の方が見たら、こんなことを言ってい  
るのにもう始めているのではないかと  
いうことに配慮させていただいて、当  
初は上げさせていただきませんでした  
けれども、やはり基本計画検討委員  
会の計画策定と併せまして、来年度の  
しかるべき時期にはそういう予算を  
上げていきたいということを事務局  
では考えておりますし、その際にはこ  
ういった予算につきましては積極的  
にお認めいただきたいと考えており  
ますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西川正義君） 6番 西澤伸  
明君。

○6番（西澤伸明君） 6番 西澤伸  
明です。

標題1で新ごみ処理施設建設候補  
地を竹原区としたことについて、何点  
か質問させていただきます。

一つは、当局自身が去る2月15日  
の全員協議会で、厳しい状況と表現せ

ざるを得なくなった現状と原因をど  
のように受け止めているのかという  
問題です。今日、このような事態にな  
った根本的な原因を明らかにしてお  
かなければならないと思います。それ  
は広域化処理に当たって、県が平成1  
1年、今から19年前ですね、3月に  
発行した滋賀県一般廃棄物処理広域  
化計画（概要版）、以下、広域化計画  
と言いますが、この広域化の実現に向  
けた今後の取り組みでは、今まで以上  
に周辺住民の理解と協力が不可欠で  
あり、計画の段階で十分な住民説明を  
行うとともに、と述べています。この  
広域化計画で述べていることと実際  
に進行していることが、まるで逆さま  
だだと思います。つまり周辺とは応募地  
の限定的な狭い範囲ではないことは  
明らかです。ごみ焼却処理の煙は応募  
地だけになびくものではありません。  
今日の混乱を招いた第一の根本原因  
は五つの応募地が名乗りを上げた段  
階から非公開で進めたことにありま  
す。二つ目は3億円の地域振興補助と  
いうごみ問題の解決という本筋から  
離れた利益誘導を付加したことであ  
ります。三つ目には1市4町における  
ごみ処理問題の現状、課題の整理、そ  
の上での広域が望ましいのか、それと  
も別の枠組みがふさわしいのか、環境  
にやさしい、住民の皆さんにも安心し  
ていただける処理方法をどのように  
するのかなどの基本的課題、方針の検  
討こそ最優先で住民の方々とともに

進めていかねばならないのではないのでしょうか。現実問題として広域化計画の中で、稲枝石寺地区、これは平成7年度に住民の中に明らかになりました。そしてその後、海瀬地区と頓挫し、広域化計画の根本的な見直し、公開で進めることなどが突き付けられていました。ところが根本的なその教訓を真摯に活かさなかったことを指摘せざるを得ません。事務局ばかりが答弁して、という批判の声が上がりましたが、管理者は厳しい状況と表現せざるを得なくなった現実と原因をどのように受け止めているのか、認識をお尋ねします。

**○議長（西川正義君）** 西澤議員、通告どおり簡潔にお願いします。

**○6番（西澤伸明君）** はい。

二つ目に、この問題では、周辺地区住民が明確に反対表明を相次いで上げていることに関し、管理者会ではどのような議論を行っているのか、現状認識はどのようなものか、お聞かせください。

三つ目に、このままの現状で竹原区を建設地とすると強行してしまえば大きな禍根を残すこととなります。竹原区とそれ以外の地区、住民間で対立と分断で現在でも行政が持ち込んでいる上に、さらに深刻な傷を将来にわたって残してしまうおそれがあります。当該地域は堅井之大宮のお祭りなどを通じ、歴史的にも固い絆で結ばれて連携をし、お互いに助け合ってきた

地域だと考えています。そういうところでギクシャクが始まり、また4月の祭りでもトラブルが起こらないかと大変心配されていると聞いています。まさに寝耳に水で竹原地区にごみ処理施設が建設される予定だということで本当に心を痛めておられます。建設候補地を竹原区に選定したという管理者の認識を、去年の6月19日のですね、一旦、白紙に戻し、再検討することが求められているのではないかと、見解を求めます。

四つ目に、彦根愛知犬上新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会、以下、検討委員会と言いますが、その進め方に疑問と矛盾を感じています。つまり、建設地として確定していないにもかかわらず、竹原区で建設するとしたら、という委員会の開催そのものが周辺住民に不安と不信を与えています。委員会も一旦、立ち止まることが求められているのではないのでしょうか。委員会を継続するというのであれば、少なくとも、広域で処理を実施する場合などの一般的な検討課題と建設地を特定した上での検討課題を区分して進めることが必要ではないのでしょうか。

五つ目に、建設地として確定していく上で、環境アセスメント、地質調査などの不可欠な手続きをどのような時点で実施予定としているのか。そのことは建設地に関わる議会議決権限の条例との整合性に矛盾はないと考えるか、見解を求めます。

標題の二つ目です。建設地に関わる議会議決の条例についてです。

一つは、昨年、当組合議会の8月定例会で可決した建設候補地選定およびその変更について議会の議決を得るべき事項、と定めた条例に対する認識をお伺いします。つまり、その条例の効力、議会権限の範囲に対する認識はどのようなものでしょうか、見解を求めます。

二つ目は、建設地として可否を議会に求めるタイミングは、計画・スケジュール上、どの時点だと考えていますか、お答えをよろしくお願ひします。

**○議長（西川正義君）** 本日の会議はあらかじめ、これを延長します。建設推進室長。

**○建設推進室長（植田亮平君）** 西澤議員のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、標題1、要旨①、当局自身が去る2月15日の全員協議会で、厳しい状況と表現せざるを得なくなった現状と原因をどのように受け止めているのか。管理者はどのように受け止めているのかについてお答えをさせていただきます。先ほどの答弁と重複する部分も含まれておりますが、よろしくお願ひいたします。まず、周辺地域からの反対のご意見といたしまして、岩倉区につきましては、説明会を開催いたしました際に、候補地の距離が竹原区の集落と同程度であるにもかかわらず、周辺地域として扱

われているということに強い反発がございました。また、候補地の見直しを求める、文書では、反対理由として、小学校等の施設が近く健康被害が心配をされること、収集運搬車両の通行が住民生活に影響すること、近くに重要文化財があること、建設工事に伴う影響があることを挙げられておられます。現時点におきましては、候補地の白紙撤回、見直しのみを求められており、組合との具体的な協議等には応じないとおっしゃられている状況でございます。次に、松尾寺区におかれましては、事前に周辺地域の同意を得ていない決定方法に納得できず、候補地の白紙撤回、見直しを求めていくということでございます。また、東出区につきましては、意見・要望書を提出され、車両の通行ルートや選定委員会における評価方法など、多くのご意見をいただきました。さらに、説明会におきましても、竹原区での建設ありきではなく、他の応募地も並行して検討するようにというご意見がございました。また、説明会の最後には出席者により賛否の採決を採られ、ほぼ全員の方が反対の意思を示されました。反対のご意見のうち、健康被害や収集運搬車両、通行ルートに関するご意見につきましては、いただいたご意見を踏まえ、施設整備基本計画を策定してまいりますとともに、環境アセスメント等の各種調査の調査結果等をお示ししながら丁寧にご理解を賜ってまい

りたいというふうに考えております。一方で、竹原区を選定した理由が納得できない、周辺地域の同意を得ていない決定方法に納得はできないというような候補地選定に関するご意見につきましては、あらためてこれまでの経緯や公募の条件、また選定委員会での評価内容、管理者における選定理由等を丁寧にご説明をし、ご理解いただけるよう努めているところでございます。いずれにいたしましても、竹原区を適地であるという判断の下、候補地として選ばせていただいておりますので、いただいておりますご意見を真摯に受け止め、今後も理解を得られるよう粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

次に標題1の要旨②、周辺地区住民が明確に反対表明を相次いで上げられていることに関し、管理者会ではどのような議論を行っているのか、現状認識はどのようなものかというご質問にお答えをいたします。最近の開催では、2月1日に施設整備基本計画検討委員会や周辺地域の最新状況等の報告と情報共有を、また、2月23日の管理者会議では定例会における各質疑等への対応などについて協議を行っております。今後も、適宜、管理者会議を開催し、情報共有を図りますとともに、事業の進め方等を協議、確認してまいりたいというふうに考えております。また、周辺地域から反対表明が上がっているということに関

しましては、重く受け止めなければならないと考えております。しかしながら、どの応募地に決定した場合におきましても、反対意見があることは想定されるということを考えますと、現時点におきましては、候補地を決定した行政の責任として、丁寧に選定理由等をご説明いたしますとともに、地域住民の方々のご意見を十分にお伺いしながら、粘り強く取り組んでいかなければならないと考えております。

次に標題1の要旨③、このままの現状で、竹原区を建設地とする、と強行してしまえば大きな禍根を残すことになる。竹原区とそれ以外の地区、住民間で対立と分断を現在でも行政が持ち込んでいる上に、さらに深刻な傷を将来にわたって残してしまうおそれがあると考えます。建設候補地を竹原区に選定した、という管理者会の平成29年6月19日の確認を一旦、白紙に戻し、再検討することが求められているのではないかとご質問にお答えをいたします。まず、どの応募地でも厳しいご意見があり得るだろうということは選定委員会の中でも議論をされておりましたし、そのように認識をしておりました。現実的に、竹原区周辺の自治会より、大変厳しいご意見をいただいている現状ではございますが、現時点におきましては、地域の皆様にご理解をいただけますように、粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。繰り返しになりま

すが、建設候補地である竹原区が建設地となるためには、地域住民の皆様の一定のご理解が必要であると考えておりますし、基本計画検討委員会の渡辺委員長からも候補地や反対された地区が孤立することのないよう事業を進めるようにというご意見をいただいております。今後も引き続き、さまざまな状況に配慮しながら、粘り強く取り組んでまいりますとともに、地質調査などの各種調査結果をお示しすることにより、ご理解をお願いしてまいりたいと考えております。

次に標題1の要旨④、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会の進め方に疑問と矛盾を感じる。つまり、建設地として確定していないにもかかわらず、竹原区で建設するとしたら、という委員会の開催そのものが周辺住民に不安と不信を与えている。委員会も一旦、立ち止まることが求められているのではないか。委員会を継続するというのであれば、少なくとも、広域でごみ処理を実施する場合など一般的な検討課題と建設地を特定した上での検討課題を区分して進めることが必要ではないかというご質問にお答えをします。まず、施設整備基本計画には処理規模などの一般的な検討課題と環境影響や施設配置など建設地を特定した上での検討課題がございますが、地域での説明会の中では、竹原区での建設を前提とした協議そのものに反発をされる

自治会がある一方で、具体的なものを示してもらわなければ検討のしようがないとのことから、具体案を示すよう求められる自治会もございます。また、議員の皆様にご検討いただく上におきましても、計画内容を具体的にお示しをすることで、さまざまなご意見がいただけるものと考えております。さらに、地質調査や断層調査、また環境アセスメントなどは、この施設整備基本計画をベースにして調査を行うという側面もございますことから、竹原区を建設候補地として施設整備基本計画の策定に取り組んでいるものでございます。

次に標題1、要旨⑤、建設地として確定していく上で、環境アセスメント、地質調査などの不可欠な手続きをどのような時点で実施予定としているのか。そのことは建設地に関わる議会議決権限の条例との整合性に矛盾はないと考えるのかについてお答えをさせていただきます。まず、現在は建設候補地でございます竹原区が建設地となるためには、地域住民の皆様の一定のご理解が必要だと考えております。そのためにも、今後も引き続き、さまざまな状況に配慮しながら、粘り強く対応してまいりますとともに、環境アセスメントや地質調査、断層調査などの各種調査の結果をお示ししながら、ご理解をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。なお、条例との整合性につきましては、

建設地を決める場合および変更する場合には、議会の議決が必要となるものと理解をしております、これから候補地が建設地として適しているかどうかについて、調査を行っていくものであるとご理解いただきたいと思います。

次に標題2の要旨①、建設候補地選定およびその変更について議会の議決を得るべき事項、と定めた条例の効力および議会権限の範囲に対する当組合の認識についてのご質問にお答えをいたします。昨年8月の当組合議会定例会において可決をされました地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例にて議決すべき事件として定められたものは、候補地の選定およびその変更ではなく、正しくは新しいごみ処理施設の設置位置を定め、または変更すること、でございますが、新ごみ処理施設の建設地を決定する際には、議案として議会にお諮りしなければならないものと認識をしております。

最後に標題2の要旨②、建設地として可否を議会に求めるタイミングについてお答えをいたします。現在、愛荘町竹原区につきましては建設候補地という位置づけをさせていただいておりますが、今後、現在の建設候補地での施設建設が可能かどうかにつきまして、各種調査を計画しております。施設建設の可否について大きく影響をもたらす調査といたしましては、

地質・断層調査と環境アセスメントが考えられるところでございます。特に環境アセスメントが完了する見込みは当初のスケジュールでは平成33年度末を予定しております。また、環境アセスメントが終了する同時期におきましては、ごみ処理施設建設に向けた都市計画決定手続きにつきましても完了する見込みと予定をしております。したがって、愛荘町竹原区を建設地として定めることを議会にお諮りをさせていただくタイミングといたしましては、環境アセスメントが完了し、都市計画決定がなされる時点が最も効果的であると考えているところでございますが、具体的な時期につきましては、各調査の進捗も鑑みながら決定をしていくこととなりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川正義君） 西澤議員。

○6番（西澤伸明君） 再質問をさせていただきます。

議論を聞いてますと、いよいよあらためて、竹原区を選定したことについて、一旦は凍結をして経過、課題ですね、それからそれを整理した上で、広域ごみ処理の課題をプラント規模、それから処理方法なども含めて、一からやり直すことが必要ではないかというように思いますので、あらためて見解を求めたいと思います。

二つは、どの地域になってもこのような反対はある。今も答弁がありまし

たし、管理者の方が答弁されていますが、不安や反対の理由、これが合理的なものであれば、とにかく一旦、立ち止まって再検討するのが行政責任者の道理ある態度ではないかと思えます。反対理由のそれぞれのところでもごみ処理の根本的なところで疑問を感じたり、不安を感じておられます。例えば、東出区の場合でも反対理由の5などは、子どもや孫が今後、長く生活する上で絶対、安全といえるのでしょうか。それから岩倉区では残渣物質に含まれる有害物質の含有量が決してゼロになることはなく、長年、蓄積することによる環境被害の可能性は否定できません。つまり、ごみ処理施設そのもの、ごみ処理の方法などについての根本的な疑問を持ち、回答を求めておられるんですね。これに対して、そうじゃありませんということでは説明ができるかどうかという点です。場所を決めて、そしてこういうことを検討していくから、ご理解をと言ってもね、やっぱり順序が私は違うというように思いますので、その点で再度の検討が必要だというように思いますので、再質問のご答弁をお願いいたします。

**○議長(西川正義君)** 建設推進室長。

**○建設推進室長(植田亮平君)** ありがとうございます。

今、検討しております基本計画の中におきまして、前段申し上げましたとおり、今の広域でごみ処理をしていく

上での課題、例えば、今までどのような推移をしてきまして、これからごみ量がどうなっていくのかとかという部分でございましたり、それに直結するような処理規模でございましたり、基本計画の中で一定、そういったところをまずは整理をしている段階でございます。申し上げておりますとおり、整理をして皆様にお示しをすることによって、そういった部分というのは具体的に地域住民の方々のご不安に対しましても、具体的なものとして見えてくるというようなことを事務局として考えながら、まずは基本計画の策定に取り組んでいると。その中でも既に地域住民の方々に素案の段階からお示しをしながら、ご意見を伺った上で今、作成を続けているところでございますし、また、今後、申しましたとおり、議員の皆様でございましたり、パブリックコメントのご意見も含めながら、最終、基本計画として策定といったところにもっていきたいというふうに考えているところでございます。

**○議長(西川正義君)** 西澤議員。

**○6番(西澤伸明君)** 再々質問です。

今の現状はそれぞれ入り口のところで不信や不満、それから疑問点を持たれて、入り口のところで行政の進め方について不信を持っておられるんですね。ですから、その後のところでなんぼ説明しようが、説明そのものも非常に空しく聞こえてくると思う



んです。そこで環境アセスメントや地質調査、断層調査と言われましたですよ。これ、竹原ありきで進めるならば、今日ですね、基本計画の策定業務、460万円あまりが削除されました。この事態が、さらに環境アセスメントやそれから地質調査、計上されて議会の承認を得なければ次に進めないわけですから、そういう点ではやはり、順序についてはもう一度、見直すと。つまり手順の根本的な見直しが必要ではないかというように思います。それは竹原はまず、凍結するということから手順は出発すると思うんですが、この進め方のポイントや、それから手順の見直しが、今後のことを考えても、つまり環境アセスメントや地質調査を議会に承認を求めていくとなれば、今の竹原ありきで進める予算は賛成が得られないという状況ですから、それは地域の周辺住民の方々も含めて、これは竹原ありきで進められる、かなわんなどというのがさらに大きくなってくると思いますので、そのことも求められていますので、見解をお願いします。

○議長（西川正義君） 建設推進室長。

○建設推進室長（植田亮平君） 答弁の中で申し上げましたとおり、西澤議員おっしゃっていただきましたとおり、まず施設の建設に関して具体的にいただいているご意見も、今、前段、私、申し上げたとおり、あるところでございますが、その手前のところとし

まして、そもそも竹原区を選定したというところに納得はできないというご意見も多くいただいているという部分は議員おっしゃられたとおり、私どもとしても認識をしているところでございます。今、事務局として、やはりしていかなければならない部分と考えておりますのは、まず施設建設に関わる部分、具体的な内容の部分につきましては、先ほど申しましたとおり、具体的に施設整備の基本計画の内容でございましたり、今後、計画をしております各種調査に着手できましたら、その調査結果をお示しさせていただくことによって、地域住民さんのご不安な点、疑問点に対応してまいりたい。ただ、そもそも入り口の竹原区を決定したということに納得できないという部分につきましても、何度も申し上げているところでございますが、やはり、その部分につきましてもこれまでの選定の経過でございましたり、理由という部分を何度もきちっと説明をして、やはりご理解を賜っていくという必要があると。そこにも真摯に対応していかなければならないというふうに認識をしているというところでございます。

○議長（西川正義君） 以上で事前通告のあった質問は終了いたしましたので一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

---

〔午後 5 時 06 分休憩〕

〔午後 5 時 27 分再開〕

○議長（西川正義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。夏川嘉一郎君ほか 5 名から提出されました地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案が議長あて提出されましたので、これを日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席願います。起立多数であります。よって、夏川嘉一郎君ほか 5 名から提出されました地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案の提出に同意の上、これを日程に追加し、議題とすることに決しました。

#### 追加日程 会議案第 1 号上程

○議長（西川正義君） 会議案第 1 号、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

○議長（西川正義君） 提出者の説明を求めます。夏川嘉一郎君。

○11番（夏川嘉一郎君） 条例改正案を提出する理由について説明したいと思います。

現在、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会において、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画が検討されておりますけども、この基本計画はごみ処理施設の規模、対象ごみ、ごみの分別方式、ごみの処理方式、ごみあるいはごみ燃焼後のエネルギー量、ごみ収集運搬など、これら一連の機構ともいう、あるいは一つのシステムというべきか、こういうごみ焼却に関するですね、一連の大きな問題はですね、今後の 1 市 4 町の住民の生活に大きな影響を及ぼす重要な計画であります。これら 1 市 4 町は今、調査のところですね、いろいろなやり方が、異なる手法でごみ収集をされておりますけども、これはこれとしても 1 市 4 町が同じ場で、一つの議論をしていく。1 番いい、最高のものを造り上げていくと。こういう一つの基本的な考えを持ってですね、広域行政組合議会がこの大きな問題を議決すべき事件として追加するというものであります。この方式によってですね、より議員が責任を持ちながら最高の施設を造ると、こういうことが理由であります。以上、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（西川正義君） 暫時休憩いたします。

〔午後 5 時 31 分休憩〕

〔午後 5 時 45 分再開〕

○議長（西川正義君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

これより会議案第1号に対する質疑に入ります。質疑の通告書が3名の方から提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は6番 西澤伸明君、17番 河村善一君、18番 外川善正君の順で、順次発言をお願いいたします。6番 西澤君。

○6番（西澤伸明君） 1点、提出者にお尋ねします。

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定委員会が、現在まで開かれています。その進行状況についても、資料配布が現在、されているわけですが、その資料配布だけではなく、説明を求め、そして議会の意見、議員の意見を述べ、その計画に反映させる、こういう権限も、そういう役割も保有していると考えていいかどうか、提出者に説明を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（西川正義君） 夏川議員。

○11番（夏川嘉一郎君） 西澤議員の質問にお答えします。

実にそのとおりでございまして、今までのやり方、一つのいろんな方式をグロスにして、それで承認するか、しないかというやり方ではなしに、より民主的な方式、例を挙げて言いますと、例えば分別方式を一塊にしてどうするか、これを皆さんの参加の中で議決する。また、ごみ処理方式、あるいは

燃焼方式、こういうものをどういうようなやり方、どういう施設が望ましいか。これも皆さんが、議員が意見を出し合って議決する。もう一つ言いますと、パッカー車の件も同じでございまして。どういふパッカー車が望ましいか、どういふ道の通行の仕方が望ましいか、こういうことを一緒になって議論するということで、より民主的な方法で議員が参加するというところでございまして。以上です。

○議長（西川正義君） 17番 河村善一君。

○17番（河村善一君） 提案者にちょっと質問いたします。

一つは、新ごみ処理施設基本計画検討委員会があるんですけども、その兼ね合いというのはどうなっていくのか。今の、若干、西澤議員の質問と兼ね合うかもわかりませんが、その関係がどうなっていくのかが第1点。

第2点は、私も検討委員会、できるだけ傍聴させていただいております。非常な量の議論をされていると思うんで、議員がそれを理解して、勉強していくと相当な説明、あるいは資料も必要だと思うんで、それに対する、議員に対する説明会などを持たれて、やはり十分議員が勉強する時間が必要だろうと思うんですけども、そういうことは考えておられるのか。それぞれ一つひとつ、いちゃもんつけると言ったらなんですけど、意見、言うよりも全体の検討委員会で議論された成案

が出てくると思うんで、そこの中のところの議員に対する説明会を持たれてですね、そこの中での議員の質問なりを聞いてもらった上で、決議していくという立場をとられるべきではないのかな。そういうことも一つにあるのかなと僕は思うんですけど、そのことを質問したい。2点について質問させていただきます。

○議長（西川正義君） 夏川議員。

○11番（夏川嘉一郎君） 検討委員会というのはあるんですけども、これはあまり全体、一つひとつを検討しているような委員会ではないと思いますし、今、提案した一つのこの議会が議決すべき事件、課題というのは今の西澤議員の質問にもございましたように、例えば、一つひとつを、ほんまの細かいことやなしに、燃焼方式、あるいは分別方式、こういうのをひとまとめにして、議論するということが議員がより深く、その問題に参加できるということで非常に民主的な方法ではないかと。後で言われました全体でそういう問題が出てきたときに、その課題を全員の中で皆さんが議論し合っ、あるいは説明会を開いて、質問を精査してやるという方法、これも今、質問の中にありましたけども、これはこれで一つの議員の中でですね、どういう方法がええのか、これは検討する価値はあるかなというふうには考えます。これは議員の中で、一度、考えたいなというふうには考えております。

議員のより多くがそういうことがええなということになれば、そういう方法も一つの方法であるというふうに考えます。以上です。

○議長（西川正義君） 河村議員。

○17番（河村善一君） 僕の理解するところはですね、検討委員会、7回から8回、既に持たれてきてるわけで、もう終結のところへ向かいつつあるのではないかなと。傍聴しててですよ、いろいろされてるわけで。今、それぞれの行政の人たちも、意見も聞いて、一つの案を出されようと僕はしてるんで、その案が出た段階で、僕は議員が議論して、疑問に思ったら担当者を呼んで聞いていったらいいんじゃないかなと思うんで。当然、計画案なんでね。それをここで議決していくとか、議論していくという場になるのかなと僕自身は理解してるんです。相反するんじゃないくて、僕自身の意見としては一応、案を出されてそれについてやはり我々が疑問に思う点は、質問していくっていうことになっていくのかなという部分で理解してるので。そういう理解でよろしいかということで、僕は質問を終わりたいと思います。

○議長（西川正義君） 夏川議員。

○11番（夏川嘉一郎君） 今話を私なりにまとめて理解しますとですね、ひとまとめにしたものを出されてくると。それを我々が議論すると、意見を出すと。それでもいいんですけども、できれば一つのさっき言いました

ように、分別方式と、あるいは規模の問題、ごみ焼却施設の規模の問題、燃焼方式、それぞれ一つをとってもですね、膨大な一つの時間がかかる。難しい問題になりますので、全体を一つにして議論するというのでは、あまり奥まで入れないんじゃないかと。やはり一つのブロックごとにまとめて、皆さんで意見を出し合うというような形がええのではないかというふうに、民主的な方法ではないかなというふうに思います。以上です。

○議長（西川正義君） 外川議員。

○18番（外川善正君） 皆さんが言われたこととあんまり変わらないんですけどね、この文言を条例に加えるというところから、基本計画を策定し、そしてまた変更することというふうになってますけどね、これ、本当に対等に議論ができるんかなと。このね、ごみ焼却施設がこうなんですよとか、いろんなことをいろんな角度から専門家の方が検討され、そして検討委員会の方に説明して、そして進めておられます。そこへ我々が、例えば入って議論するんでしたらね、あの話一度か、お聞きになられましたか。何回か、今、河村議員、言いましたけどね、何回か、ある中で。あの難しいね、話を対等に議論できるのか。私はそれこそ本当に専門家に任すところは任せてジャッジをしていただく。そして我々でもできるところは、我々でも入ってやる。そういうふうにしないとね、そ

れこそ整理できるものが何も整理できない。任すところは任す、と私はそういうふうに思ってるんですが、この文言を見ておりますと、誰が策定するんですか。誰と誰が策定するんですか。条例だったらもう少し細かく書いてある。明記してもいいかと思うんです。だから、そこら辺をね、言うのは簡単ですが、言うた以上、決めた以上は各々、一人ひとりが責任持ってね、やっぱり議論していかなくてはだめなんです。だから、そこら辺をどういうふうに考えておられるか、1点、質問します。この分だけお願いします。

○議長（西川正義君） 夏川君。

○11番（夏川嘉一郎君） 非常に難しい問題を、例えば焼却炉のですね、機能の問題とか、そういう問題をわかるのかというような、今、まず第1点の質問ですけども、これは質問を繰り返す中で、我々も今までもそういうような問題にも携わっておりますし、質問を繰り返せばだいたいの一つの形がわかるんじゃないかなというふうに私は思っております。全くわからんじゃなしに、いろんな意見、その質問を多く繰り返す中で、輪郭が明らかになるんじゃないかなというふうに感じます。初めから全くわからんじゃなしにわかる努力をしたい、していけば解決の道につながるんじゃないかなというふうに思います。

それから2点目の質問ですけども、条例の細かいことというのは、この条

例はあまり小さな問題じゃなしに、そういう問題に我々が参加するという、決議に参加するということでございますので、主体がどうこうというようなことを心配する必要はないんじゃないかなど。要するに、こういう問題に我々が決議に参加するという括りで十分ではないかなどというふうに思います。以上です。

○議長（西川正義君） 外川議員。

○18番（外川善正君） 1点だけ申し上げたいです。

議論に参加するだけがいいのではなくて、議論に参加した以上は自分の意見をきっちり言う、そういう姿勢がなければ私はだめだと思うんですね。寄り合い所帯みたいに、そこへ入っていったらね、そんな問題ではないと思うんです。やっぱり議論するんやったら議論するで、知識も持って、そしてやっていかななくてはならないと違いますか。

○議長（西川正義君） 夏川議員。

○11番（夏川嘉一郎君） 提案した以上はですね、これ、多くの議員が賛同されるかどうかわかりませんが、皆さん、そういう意思で賛同されたんなら、そういう覚悟があるものというように考えますので、その点、よろしくをお願いします。

○議長（西川正義君） 暫時休憩いたします。

---

[午後5時59分休憩]

[午後6時03分再開]

---

○議長（西川正義君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。夏川議員。

○11番（夏川嘉一郎君） ちょっと答弁のさっきの形が違いましたんで、あらためまして答弁させていただきます。

我々がその条例をどうのこうのじゃなしに策定委員会が策定計画を提案してきたものを、我々がそれがええか、悪いかを意見を言うと、こういうことでございますので、よろしく願います。

○議長（西川正義君） 質問者、外川議員、いかがですか。

○18番（外川善正君） もう、よろしいですわ。

○議長（西川正義君） 質疑の予定の方、これで終わりましたけど、他に質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） 暫時休憩いたします。

---

[午後6時05分休憩]

[午後6時06分再開]

---

○議長（西川正義君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。他に質疑、ございませんか。北川君。

○ 4 番（北川和利君） 豊郷の北川です。

先ほど、議運の方で質疑させてもらいましたんやけども、要するに僕の感じとったんは、今までの議論をしている中で、今までは管理者と行政側だけで勝手にやっとなと。議会の方に一つも声が聞こえてきてないということで、この 9 6 条 2 項を提出したものだとは僕は理解してます。よし悪しは決を採りますので。そういう認識で僕はしてますのやけども、夏川さん、それでいいですか。僕はまわりくどいことを聞くの、嫌いやさかいに。くどいようですけども、今までのやり方が、要するに管理者と行政側とで勝手に決めて、勝手にやっとなと。要するに、あと一つ資料にしても回答が一つも議会の方に伝わってきてない。そのために、今回、こういう条例を作成して、提出して、なおかつ今後、これからいろんなことについて議会も中に入っていくってやっていきたいという切り崩しの一つです。僕はそういう理解をしてるんですけど、それでいいんですか。

○ 議長（西川正義君） 夏川議員。

○ 1 1 番（夏川嘉一郎君） 切り崩しではないんやけども、一応、今の議員の質問のとおりでございます。

○ 議長（西川正義君） 他に質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（西川正義君） 暫時休憩いた

します。

---

〔午後 6 時 08 分休憩〕

---

〔午後 6 時 19 分再開〕

○ 議長（西川正義君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

○ 1 0 番（安藤博君） 議長、議事進行。

○ 議長（西川正義君） 安藤議員。

○ 1 0 番（安藤博君） 議長のお許しをいただきましたので発言をさせていただきます。

ただいま、議題となっております会議案第 1 号に関しまして、今、提出者であります夏川議員の方から縷々、説明と各議員からの質問にご答弁いただきましたが、今、もう少し、議員の皆さん方のご理解が得られていない状況というふうに判断を、私はしておりますので、できればこの案件に、会議案第 1 号に関しましては継続審査ということで提案をさせていただきたいと思っておりますので、議長の方のお諮りをよろしくお願い申し上げます。以上です。

○ 議長（西川正義君） ただいま、安藤議員が継続審議ということで、この案件について議長に取りまとめということで、ご提議いただきました。本案件につきましてはですね、この会議案第 1 号につきまして、継続審査したいというふうに、議長としては判断を

いたしましたので皆さんのご判断をお願いしたいと思いますが、賛成でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西川正義君)** ありがとうございます。

それでは会議案第1号につきましては、継続審査をするということで締めたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

一応、これをもちまして、その他を含めました議案につきまして、本日の日程、終了いたしました。ここで、本日の会議を閉じたいと思います。

これをもちまして、平成30年2月議会定例会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

#### 午後6時27分閉会

会議録署名議員

議 長 西 川 正 義

議 員 北 川 和 利

議 員 山 内 善 男



全 員 協 議 会

( 2 月 27 日 )



平成 30 年 2 月 27 日(火曜日)

午後 2 時 00 分開会

**○議長（西川正義君）** 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

それでは、定例会の開会前に、お時間をいただきまして、全員協議会を行います。本日の定例会の欠席者について、事務局から報告があります。

**○事務局（橋本事務局長）** 失礼いたします。事務局長の橋本でございます。

欠席届が提出されておりますのでご報告をさせていただきます。愛荘町の徳田議員から欠席の連絡をいただいております。彦根市の小菅議員でございますが、連絡はいただいておりますが、少し遅れるようでございます。以上でございます。

**○議長（西川正義君）** ありがとうございます。これを持ちまして全員協議会を終わります。

次に、今定例会の開会に当たり、管理者よりあいさつをお願いいたします。管理者。

**○管理者（大久保貴君）** 皆様、あらためまして、こんにちは。大変、お忙しいところ、ご参集いただきましてありがとうございます。

平素から、組合運営に格別のご理解、ご協力を頂戴してまますこと、あ

らためてお礼申し上げたいと思います。

今定例会におきましては、平成 29 年度（2017 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）および平成 30 年度（2018 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算について議案を提出し、ご審議をお願いさせていただくわけでございます。何卒、慎重なご審議の上、適切なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

**○議長（西川正義君）** ありがとうございます。ありがとうございました。

午後 2 時 01 分開会